

ハートフルプラン かたがみ2016 (案)



第3次潟上市男女共同参画推進計画

平成28年2月25日現在

※「ハートフル」には、「心のこもった」「愛情にあふれた」という意味を込めました。

(市長写真)

(タイトル)

(あいさつ)

平成●●年◎月

秋田県湯上市長 石川 光男

目次 ハートフルプランかたがみ2016

(第3次潟上市男女共同参画推進計画)

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 男女共同参画社会の定義	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の目標と期間	3
II 第2次計画策定後の状況の変化	4
1. 男女共同参画に関する社会の動き	4
2. 第2次計画の達成状況	7
3. 潟上市の現状（市民意識調査から）	8
4. 国・県の第4次計画が示す方向性	15
III 男女共同参画の視点から見た潟上市の将来像と目標	16
IV 基本政策 男女共同参画社会を実現するための推進の柱	16
1. 人権意識の向上や固定的性別役割分担意識の解消	16
2. 仕事と家庭の両立	17
3. 少子高齢化社会に対応した一人ひとりの力を生かす地域社会づくり	17

第2章 計画の体系と施策の方向

I 計画の構成と体系	18
II 基本政策	20
基本政策Ⅰ 人権を尊重する意識づくり	20
基本政策Ⅱ 多彩なライフスタイルを可能にする環境づくり	21
基本政策Ⅲ 次世代を担う子どもたちへのあるべき社会の方向づけ	22
III 基本施策と施策の方向性及び施策	23
基本施策1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	23
基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの実現	26
基本施策3 地域における身近な男女共同参画の推進	29
基本施策4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	31
基本施策5 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	32
基本施策6 計画の実現に向けた取組の推進	35
IV 主な取組	37

第3章 計画の指標

基本政策Ⅰ 人権を尊重する意識づくり	53
基本政策Ⅱ 多彩なライフスタイルを可能にする環境づくり	54
基本政策Ⅲ 次世代を担う子どもたちへのあるべき社会の方向づけ	56

参考資料

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

平成17年3月に天王町、昭和町、飯田川町の3町が合併し潟上市が誕生してから11年が経過しました。合併に際し、少子高齢化、社会・経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会を実現するため、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を市の重点施策として位置づけ、平成18年3月に「ハートフルプランかたがみ2006（潟上市男女共同参画推進計画）」を策定しました。同じく平成18年3月には「潟上市男女共同参画推進条例」を制定、その後、平成18年6月には議員発議により「男女共同参画都市」を宣言しています。また、平成23年には平成27年度までを計画期間とした第2次潟上市男女共同参画推進計画を策定しています。

市では、この計画に沿って各種施策を展開してきましたが、市民意識調査では、依然として性別による差別や固定的な役割分担意識やドメスティック・バイオレンスの問題が解消されていないこと、また市民にとって他の施策に比べて重要なものと感じられていないことが分かっています。国や県でも、さまざまな状況の変化を踏まえ、さらなる施策の充実を図るため第4次計画を策定しており、潟上市においても、引き続き男女共同参画社会の実現に向け一層の努力をしていかなければなりません。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年9月に施行されました。同法第6条第1項の規定により、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとするなど、女性の活躍への期待や関心が各分野で高まりつつあります。

以上のことから、この計画は潟上市男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づいた潟上市の男女共同参画の推進に関する第3次計画と、女性活躍推進法に基づく市の女性活躍推進計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」）に基づく市の基本計画を一体的に策定し、各計画の性格を併せもつものとしします。

2. 男女共同参画社会の定義

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政

治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」をいいます。

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとっての最重要課題である」と位置づけています。

3. 計画の位置づけ

この計画は、潟上市男女共同参画推進条例及び国の男女共同参画社会基本法に基づき策定する計画です。国や県の男女共同参画計画を踏まえ、潟上市総合計画をはじめとする市の各種計画との整合性を図っています。

この計画は、潟上市の男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な指針ですが、市民や事業者のみなさんに対しては、職場、学校、家庭、地域等において、計画に掲げる方向に沿った主体的・積極的な取組を期待しています。

(潟上市男女共同参画推進条例第8条第1項)

市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する計画を策定しなければならない。

(男女共同参画社会基本法第14条第3項)

市町村は、(国の)男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条)

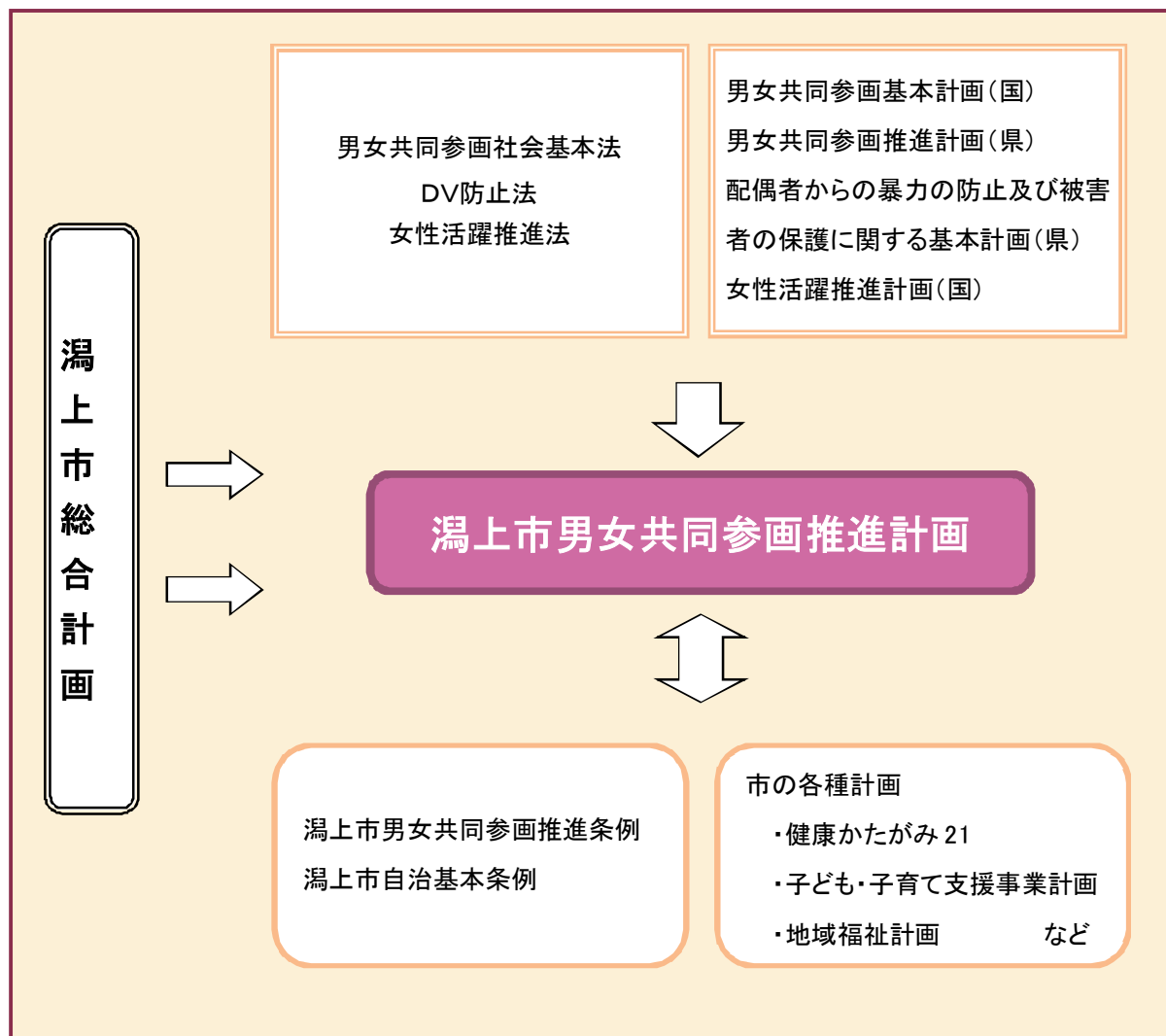
第2項 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第3項 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3)

第1項 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

第3項 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。



4. 計画の目標と期間

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指します。この計画は、渥上市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画であり、渥上市が策定する各種の個別計画、またそれらに基づく施策の推進に際して、男女共同参画の視点を取り入れるための指針となります。

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度（2016年度から2020年度）の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 第2次計画策定後の状況の変化

1. 男女共同参画に関する社会の動き

* 国際社会の男女共同参画の動き

□国連の提唱により1975年（昭和50年）が「国際婦人年」とされ、メキシコシティで開催された第1回世界女性会議で「世界行動計画」が採択されました。そして、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の10年」として、女性の人権の擁護と男女平等のための国際的な行動が本格的に始まりました。

□1979年（昭和54年）には、国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。この条約は、あらゆる分野における性差別を撤廃し、法律や制度のみならず、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出しています。

□1995年（平成7年）、第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。この行動綱領では、女性の権利は人権であることが確認され、12の重大領域について各国が取り組むべき視点が明らかにされました。

□2000年（平成12年）、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。北京会議後に出現した新たな課題を踏まえて、行動綱領の更なる実施に向けて、取り組むべき行動指針を示しています。

□2009年（平成21年）8月に公表された、日本政府が提出した女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解において、差別的な民法規定等の改正や固定的役割分担意識の解消、意思決定過程への女性の参画拡大等の国際規範の遵守について取り組むよう強く要請されており、差別の解消や女性の参画拡大を加速することが求められています。

□2011年（平成23年）、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足しました。

□2012年（平成24年）にはラオス人民民主共和国において、第1回女性に関するASEAN閣僚級会合が開催されました。

□国連婦人の地位委員会では2012年（平成24年）の第56回及び2014年（平成26年）の第58回において、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案が採択されました。

□2015年（平成27年）11月、世界経済フォーラムが世界145か国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を発表しました。日本は101位となり、総合的に昨年よりも3つ順位を上げました。

*** 国内の男女共同参画の動き**

□戦後の改革の中で婦人参政権が出現し、1946年（昭和21年）に制定された日本国憲法では、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、法制上の男女平等が明記されました。

□1975年（昭和50年）国際婦人年からの国連を中心とした動きをふまえて、総理府内に婦人問題企画推進本部が設置され、1977年（昭和52年）には国内行動計画を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。

□1985年（昭和60年）の女子差別撤廃条約の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、労働基準法の改正、高校の家庭科の女子のみ必修から男女とも選択必修とすることなどの「家庭科教育に関する検討会議」の報告等がされました。

□1987年（昭和62年）には、「ナイロビ将来戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、1991年（平成3年）での第1次改定では、男女共同参画型社会の形成をめざすこととしました。

□1999年（平成11年）6月、男女共同参画社会の実現に向けて、基本的な理念や国・地方公共団体と国民がそれぞれ果たすべき役割を定めた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。この法律では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。

□2000年（平成12年）12月12日に、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

□2000年（平成12年）には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました。

□2005年（平成17年）12月27日に、「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定されました。

□2007年（平成19年）12月、就労による経済的自立、健康で豊かな生活のための時間の確保や多様な働き方・生き方の選択などの実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、2010年（平成22年）6月に改定されています。

□2010年（平成22年）12月17日に、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

□2012年（平成24年）、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、女性の活躍促進による経済活性化行動計画が策定されました。

□2013年（平成25年）、ストーカー行為等の規制等に関する法律が一部改正され、加害者に対する警察の警告権限が強化されています。

□ 2014年（平成26年）にはすべての女性が輝く社会づくり本部が設置されました。

□ 2015年（平成27年）8月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が参議院本会議で可決されました。また、12月25日に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

*** 秋田県の男女共同参画の動き**

□ 1979年（昭和54年）に民生部青少年課に婦人対策担当窓口を設置し、翌年婦人問題懇話会を設置しました。

□ 1981年（昭和56年）に県内行動計画を策定し、1991年（平成3年）には秋田県女性行政推進計画「あきた’^{ひと}女と男のハーモニープラン」を策定、1997年（平成9年）に改訂しました。

□ 2000年（平成12年）県民文化政策課に男女共同参画室を設置しました。

□ 2001年（平成13年）4月、男女共同参画社会基本法を受け、新プランとして秋田県男女共同参画推進計画「あきた^{ひと}女と男のハーモニープラン」を策定しました。

□ 2001年（平成13年）市町村における男女共同参画に関する施策・事業がより効果的に行われることを目的に、地域における推進的役割を担うあきたF・F推進員の養成事業を開始しました。

□ 2002年（平成14年）秋田県男女共同参画推進条例が施行されました。

□ 2006年（平成18年）3月に、新秋田県男女共同参画推進計画「新ハーモニープラン」が策定されました。

□ 2010年（平成22年）3月、「ふるさと秋田元気創造プラン」が策定され、5つの戦略のうち「県民参加による脱少子化戦略」においては、平成25年で出生数8,000人の目標を設定し、子育て・教育の充実に止まらず、若者の出会いの場づくりや結婚支援にまで踏み込んだ施策を講じています。この目標達成のためには、女性の就業継続や男性の家事・育児参加促進など、男女共同参画の視点が欠かせないものとなっています。

□ 2011年（平成23年）、第3次秋田県男女共同参画推進計画が策定されました。

□ 2015年（平成27年）10月、「あきた未来総合戦略」が策定され、重点プロジェクトの一つとして「女性と若者の活躍推進」が掲げられ、女性が活躍できる環境づくりの促進や女性のライフステージに対応した支援などが男女共同参画の視点で盛り込まれています。

□ 201●年（平成2●年）、第4次秋田県男女共同参画推進計画が策定されました。

2. 第2次計画の達成状況

第2次計画では、「ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまち」を将来像に掲げ、男女共同参画社会の実現を目指して、3つの基本政策、6つの基本施策、18の施策の方向性を掲げ、取り組んできました。ここではこれまでの達成状況を明らかにしていきます。

◆ 潟上市男女共同参画推進計画実施状況（年次報告）から

第2次計画では、基本政策・基本施策・施策の方向性に基づく207の取組を進めてきました。推進部課（担当課）が取り組んだ実績と自己評価、今後の取組方向をまとめ、また、施策の方向性ごとに男女共同参画担当課（企画政策課）が評価を行っています。この5年間で、全体の97.6%にあたる202事業が計画どおりに実施または一定の効果が得られているという結果になりました。

「基本施策3 地域における身近な男女共同参画の推進」「基本施策4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」については、すべての事業で計画どおりに実施され、成果をあげています。一方で、「基本施策1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進」「基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの実現」については、計画最終年度においても「計画通りに進んでおらず、成果も上がっていない」「実施していない・廃止」の項目があり、これらへの対応が次期計画の課題となりました。

特に進捗状況が低かったものは、次のとおりです。

（基本施策1）男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

②多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【男女共同参画をテーマにした映画上映会を開催】

・映画上映は毎年行っているが、男女共同参画をテーマにした映画の上映は行っていません。

【メディアからもたらされる情報を、無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く力を高めるため、情報提供や学習機会の充実に努めます。】

・メディアからもたらされる情報を読み解く力はある程度備わってきていることから、情報や学習機会の提供は実施しませんでした。

（基本施策2）ワーク・ライフ・バランスの実現

②男女が働きやすい職場環境づくり

【IT講習会を実施し、情報処理能力の向上を図ります。】

・ニーズがないことから、IT講習会は開催していません。

【ワークシェアリング、フレックスタイムや育児短時間の採用など、多様で柔軟な働き方について情報を収集するとともに、情報提供をしていきます。】

- ・育児短時間の採用などの柔軟な働き方についての講習会等の情報提供は行っていますが、独自の講習会開催には至っていません。

【市内の事業者・企業の管理職を対象に、従業員が安心して働ける環境についての講習会を開催し、職場環境の改善を促進します。】

- ・市内事業者・企業等への働きかけについては、情報提供のみにとどまってしまうことが多く、一歩踏み込んだ対策は今後の課題です。

3. 潟上市の現状（市民意識調査から）

平成27年（2015年）6月に、「潟上市男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。本調査は、潟上市内に居住する男女の男女共同参画に関する意識、行動等について明らかにし、第3次潟上市男女共同参画推進計画策定の基礎資料とする目的で行いました。

前回の調査は平成22年（2010年）に実施しており、本調査でこの5年間の潟上市における男女共同参画施策の成果を検証し、今後の課題を抽出しています。

このほか、次の意識調査も参考にしています。

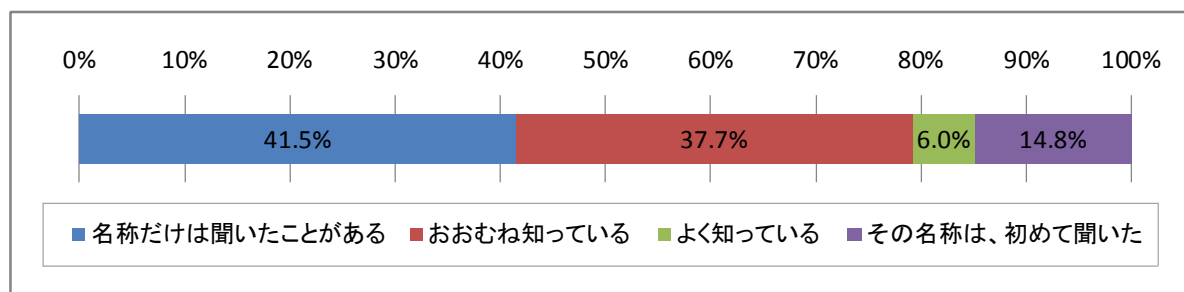
- ・地域福祉計画アンケート調査（27年7月）

①男女共同参画に関する意識について

○「男女共同参画社会」の普及度

男女共同参画推進計画では、「男女共同参画社会」という言葉を「初めて聞いた」という市民の割合について、0%を目標としていました。前回調査（22年）の19.4%から14.8%と、4.6ポイント減少し、目標達成はならなかったものの、男女共同参画について知っているという市民は85.2%となり、認知度が高まったことがわかります。

問 男女共同参画社会を知っていますか？



○男女間の不平等感の有無

前回調査に比べ、「家庭」と「日本の社会全体」の項目で「平等である」が微減していますが、「学校」「職場」「地域社会」の項目では増加しています。「学校」の

項目以外で女性が「平等でない」と答えている割合が男性よりも多く、全体的に女性の平等感が低いことがうかがえます。男女とも、学校での平等化は進んでいると考えており、職場や地域社会、日本の社会全体では「平等でない」と感じる割合が高くなっているものの、職場で「平等でない」と感じる割合は前回調査よりも減っています。

いずれの項目でも「平等である」が期待値を大きく下回っており、特に「家庭における男女平等感」は前回調査の22.6%をも下回る結果になっています。

「平等である」と答えた市民の割合		職場では	8.3%（期待値20%）
家庭では	21.1%（期待値30%）	地域社会では	7.5%（期待値20%）
学校では	32.2%（期待値50%）	日本の社会では	3.0%

※期待値：第2次計画における指標

「平等でない」と答えた市民の割合		職場では	34.4%
家庭では	24.9%	地域社会では	31.4%
学校では	5.8%	日本の社会では	42.0%

※期待値：第2次計画における指標

○男女平等になるために必要なこと

最も多いのが「社会通念やしきたりを改めていくこと」（男性35.6%、女性26.1%）、その次に「男性の理解と協力」（男性12.6%、女性15.8%）と続きます。これは前回調査と同じ結果ですが、この二つは男女差も大きく、男性の3割超が「社会通念やしきたりを改めていくこと」が必要と考えています。前回調査と比べて、「政策方針決定の場への女性の参画」「育児や介護等の施設やサービスの充実」という回答が増加しています。

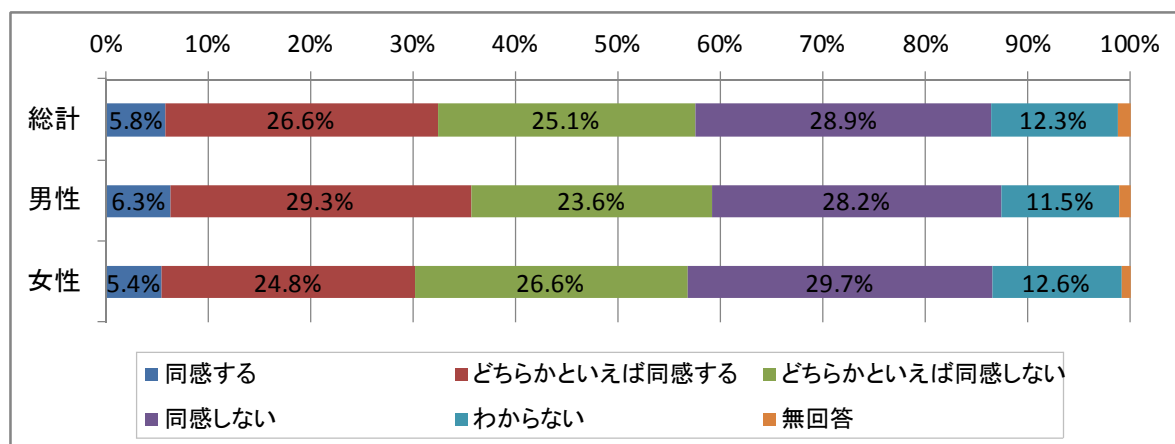
②職場・家庭・地域生活等の男女共同参画について

○性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」「どちらかといえば同感する」を足した肯定的な意見が、前回調査の37.6%から32.4%に低下し、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」を足した否定的な意見が52.1%から54.0%へ増加しています。

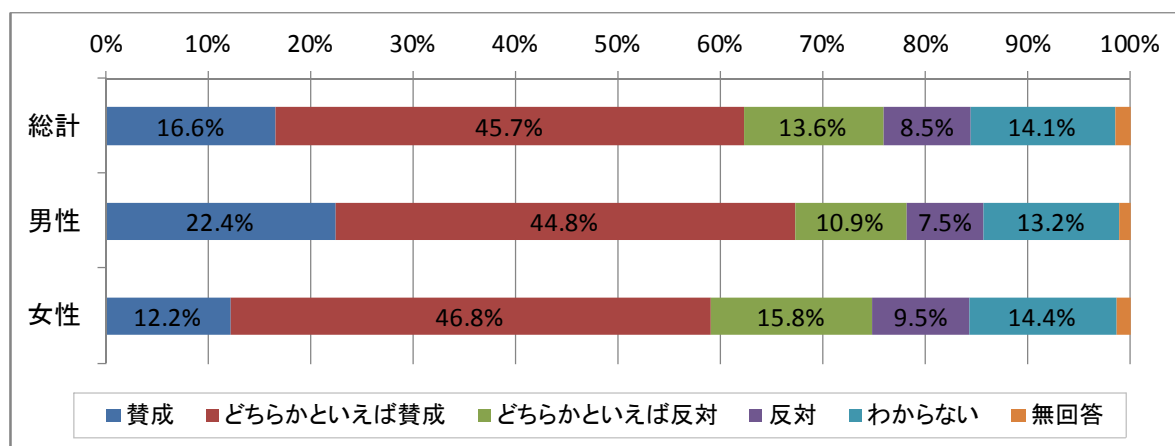
しかし、第2次計画の目標値は「男は仕事、女は家庭」という考え方に肯定的な意見は30%、否定的な意見は60%としていたことから、いずれも達成することができませんでした。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



これに対し、「男の子は男らしく」「女の子は女らしく」という性別による子どもの育て方について、全体の約6割が「賛成」「どちらかといえば賛成」に回答しています。

「男の子は男らしく」「女の子は女らしく」という性別による子どもの育て方について



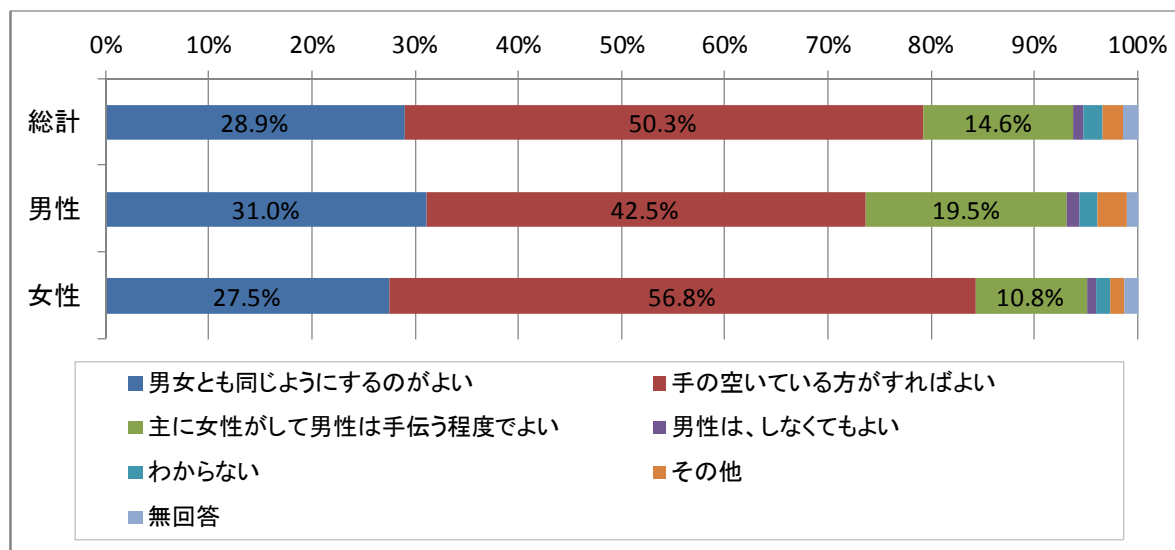
前回調査と比べると「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた割合が17.9%から22.1%に増加し、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた割合が69.2%から62.3%に大きく低下しています。

特に男性で「賛成」と答えた割合は8.8%も低下していることから、性別を意識して子どもを育てるという考え方は少なくなったとも見えますが、実際には「どちらかといえば賛成」を加えるとまだ6割以上が賛成しているという大勢に変わりはありません。

○家庭・地域における役割分担の実態

前回調査と比べ、「男女とも同じように家事や育児をするのがよい」が全体では3.1%増加し28.9%、男性に限れば5.1%増加し31.0%となり、共に役割を担う意識は着実に高まって来ているといえます。

一方で、「主に女性がして男性は手伝う程度でよい」が男性で前回調査より0.6%とわずかですが増え、約2割の男性が家事や育児にあまり積極的ではないという状況は解消されてはいません。



家庭での仕事と最終決定についての設問では、食事のしたく、洗濯、部屋の掃除、衣類の整理・つくろいなどについて女性の7割弱が「自分でやっている」と回答しています。男性は、「主に自分がやっている」と答えた項目が前回調査より14項目増えた一方、「主に配偶者がやっている」と答えた項目も18項目増えています。その反面、「分担してやっている」という項目が14項目減少していることから、どちらか一方が主に行っているという傾向が強くなったといえます。

一方、女性は前回調査と比べ、「主に自分がやっている」と答えた項目が、「冠婚葬祭の出席」を除く19項目で減少しており、家庭での女性の負担軽減が図られているようにも見えます。特に「家計の管理」は9%、「衣類の整理・つくろい」は6.3%、「家計費管理の決定」は5.9%減少しています。しかし、女性の側から見ると、家庭内の役割分担そのものはほとんど変わっていないのが現状です。

前回調査と比べ、「男女とも同じように家事や育児をするのがよい」が全体では3.1%増加し28.9%、男性に限れば5.1%増加し31.0%となり、共に役割を担う意識は着実に高まって来ているといえます。

「男もつらい」と感じる可能性があるかという設問を男性にしたところ、「ある」と答えた男性の割合は72.4%と、前回調査時の76.8%よりは4.4ポイント減

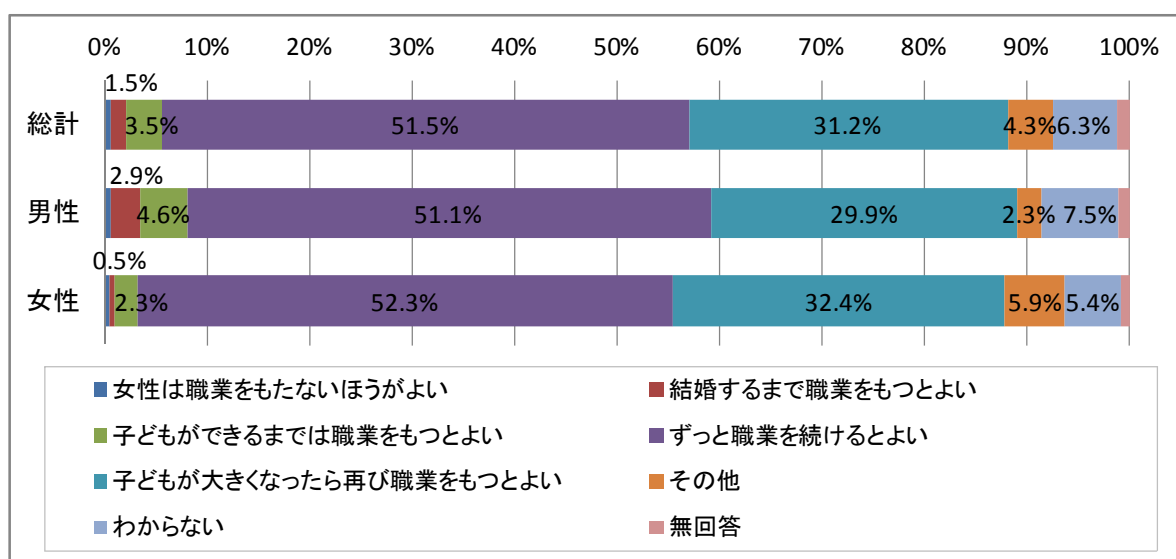
少しているものの、依然として高くなっています。特に、20代では84.2%、40代では78.9%、と高くなっております。

その理由（複数回答）として最も多かったのが「仕事の責任や重圧が大きい」38.1%、続いて「妻子を養うのは男の責任だと言われる（経済的に責任や負担が大きい）」31.7%、「苦しいときに、弱音を吐けない」30.2%の順になっています。これは前回調査と同様の順になっています。

秋田県は26年度の自殺率が全国で第2位とワーストは脱したものの、高い水準となっています。以前より男女比の差は縮まったものの、男性の自殺は女性の2.3倍に上ります。男性は女性に比べて、仕事の悩みや不安、人間関係について相談することをためらい、一人で抱え込む傾向がみられます。特に、30代、40代を中心に長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況にあります。男女がそれぞれの健康上のハンディに配慮することを促し、ともに社会で活躍できるような取組が必要です。

○女性と職業

女性が職業を持つことについて



女性が職業を持つことについての考え方は、男女とも子どもができて「ずっと職業を続ける方がよい」（継続就業型）が最も多く、前回調査より増加し、全体の半数を超えています。また、「子どもができたから職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」（一時中断型）の割合も増加しており、これらをあわせると8割以上が女性も職を持つことに理解があることがわかります。

「子どもができたから職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい（一時中断型）」の割合は県調査よりも少なく、潟上市の男性はすべての年代で「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」（継続就業型）が多くなっています。女性も、

すべての年代で継続就業型が一時中断型を上回っています。

女性が働き続けることを妨げている問題点については、「体力的に劣っている」を除くすべての項目で、前回調査を上回る結果となりました。

前回調査では「夫や家族の理解が得られない」は、男女間で14.9%も差がありましたが、今回は4.8%にまで縮まっています。また、「家事との両立が難しい」は前回調査では男性が女性を7.5%上回っていましたが、今回は逆転し、女性がわずか1.6%ですが男性を上回っています。

また、職場における問題点については、「育児休暇、休業や介護・看護休暇などの制度が十分整っていない」という回答が4割を超え、女性ではほぼ半数に上っています。「賃金が安い」「昇進、昇格、職務内容などで男女差がある」「お茶出し、掃除など、本来の仕事以外のことまで女性の仕事とされている」といった回答が前回調査より減少しているのに対し、「育児・介護休暇などの制度が十分整っていない」「結婚・出産時に退職する慣行や雰囲気がある」「女性の能力が正当に評価されない」という回答が増加しており、職場における根本的な課題が未だに解決されていない現状が浮き彫りとなっています。

特に「制度が十分に整っていない」が増えているのは深刻で、その対策が急がれます。育児や介護と両立できる柔軟な働き方をしたいと願っても、現実的に難しいという状況がうかがえます。

○育児休業や介護休業に対する意識

「育児や介護は女性の役割という意識が強い」と「職場での理解が得られない」の2つを合わせると、前回調査の43.9%から50.2%へと大きく増加しており、この問題の大きな要因になっていると考えられます。特に「女性の役割であるという意識が強い」と答えた女性は前回調査より3.7%増加していることも特徴です。

一方で、「経済的に困る」という理由は14.3%にとどまっており、前回調査より男性で5.2%、女性で3.7%、全体で4.4%減少しており、決して金銭面だけの問題でないことも分かります。

男性は「職場での理解が得られない」「仕事の都合がつかない、忙しくて取れない」が上位になっており、仕事中心の生活になっていることがわかります。

○男女がともに家事・育児・介護の役割を担っていくために必要なこと

半数以上の人々が「男性自身の抵抗感をなくすこと」「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」を挙げています。次いで「社会の中で、男性の参加への評価を高めること」「休暇などで時間をもてるようにする」という回答が多くなっており、この結果は前回調査と同じ傾向であります。

また、「女性の抵抗感をなくす」と回答した女性が前回調査より5.8%も低下し

ており、女性自身にはすでに抵抗感が少ないこともわかります。

○さまざまな地域活動への参加状況

全体では自治会や町内会活動には半数近い人が参加しています。また、前回調査と比較すると、NPOやボランティア活動がわずかに0.1%減少した以外、「参加した・している、今後ほしい」という前向きな回答が増加していることから、市民のさまざまな活動への参画は進んできているものといえます。

一方、民生委員や審議会委員など公的な活動については、「参加したことがない、今後も参加したくない」という意見が前回調査より男性で7.1%、女性で5.0%、全体では6.3%も増加しており、半数以上の人が今後も活動を望んでいないという結果となりました。

地域福祉市民意識調査（27年9月）では、「地域活動に参加していない」と答えた市民の割合が47.8%となっています。理由としては、「仕事のため時間がとれない」43.6%、「自分の健康や体力に自信がない」23.7%、「人間関係などがわずらわしい」21.2%、「興味のもてる活動が見つからない」20.1%となっています。

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、「仕事と家庭生活」「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」など複数の活動をバランスよく行いたいという希望が多くなっていますが、現実には、男性の43.8%が仕事優先の生活に、女性も「仕事」24.1%、「家庭」23.5%と、単一の活動を優先している割合が半数近くに上っています。

③身近な人からの暴力について

○ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する実態

ドメスティック・バイオレンス（DV）という言葉自体を知らない人の割合を0%にすることを第2次計画の目標としていました。達成はできませんでしたが、前回調査の5.3%から2.8%と、ほぼ半減しています。また実際に「自分が直接被害を受けたことある」も0%にする目標でしたが、前回調査の4.3%から3.3%へ若干は減ってはいるものの、根絶するには至っていません。

④行政への要望について

○「男女共同参画社会」を実現していくために取り組むべきこと

「子育て支援、介護の充実、就業環境の整備など、仕事と家庭生活の両立支援」を挙げる人が最も多く、7割以上を占めています。次に「幼児期及び学校教育における男女平等と相互理解や協力についての教育の充実」が5割弱、「女性の登用や職場における男女の均等な取扱いを促すような、企業への働きかけ」が4割弱が続いています。この傾向はほぼ前回調査と同じですが、仕事と家庭生活の両立支援を望む割合が

6. 3%も増加しています。

これらのことから、男女が働きやすく、子育てしやすい環境を多方面から整備することが求められているといえます。

4. 国・県の第4次計画が示す方向性

国の第4次計画（平成27年12月）では、「男女共同参画社会の実現により目指すべき社会」として、次の4つの項目を提示しています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

男女共同参画社会基本法施行後15年間の施策の効果と、分野ごとに「男女共同参画がなぜ進まなかったのか」を反省し、改めて7つの視点（①男性中心型労働慣行等の変革 ②あらゆる分野における女性の参画拡大 ③女性が安心して暮らせるための環境整備 ④男女共同参画の視点からの防災 ⑤女性に対する暴力の根絶 ⑥国際社会への積極的な貢献 ⑦地域における身近な男女共同参画の強化）を強調し、12の重点分野において成果目標や具体的施策を掲げています。

一方、秋田県では、第4次計画を男女共同参画社会の実現という視点で体系を絞り込み、①あらゆる分野における女性の活躍推進 ②男女が認めあい思いやる関係の構築 ③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化 の3つの課題を克服するため、これらを中心とした組み立てとし、整理しています。

潟上市においてもこれらを踏まえて今後の男女共同参画を進める必要があります。

Ⅲ 男女共同参画の視点から見た潟上市の将来像と目標

みんなでつくる、参画協働都市（仮）

2016年3月策定（予定）の第2次潟上市総合計画では、長期ビジョンに描かれたまちづくりを推進するため、「みんなでつくる、参画協働都市」を進め、引き続き男女共同参画社会の実現をめざしています。

また、潟上市の最高規範ともいえる自治基本条例では、男女共同参画を市の重要施策と位置づけ、その推進に努めることを規定しています。

人口減少社会にあって、市民ニーズやライフスタイルも多様化・個別化しており、地域における人と人との関係の希薄化も懸念されています。本市では住民意識の高まりによって、さまざまな団体による活動が行われてきています。こういった活動なくして対応が難しい課題へ取り組むため、市民と行政の権利と責務を明確にし、互いに協力しあうことが今後のまちづくりの視点として重要となってきます。

潟上市の市政運営の基本スタイル「参画」と「協働」に基づき、さまざまな分野で男女共同参画を進めていくことにより、市民が自ら主体的に考え、自由に参加できる、個性豊かで生き生きとしたまちづくりを進めていきます。

【目標】 男女共同参画社会の実現

本計画においても、男性も女性もお互いを認めあい、対等なパートナーとして協力しあう男女共同参画社会の実現をめざすこととし、目標とします。

Ⅳ 基本政策・男女共同参画社会を実現するための推進の柱

「男女共同参画社会の実現」という目標を達成するための推進の柱として、基本政策を掲げ、市の男女共同参画を、市民、事業者、保育や教育に携わる者、国及び他の地方公共団体と連携・協力して進めていきます。

第2次計画期間の課題としては、次のようなことが挙げられます。

1. 人権意識の向上や固定的性別役割分担意識の解消

市民意識調査の結果からも、潟上市においても改善の傾向はみられるものの、依然として男女の性別による差別や、固定的な役割分担意識は解消されていないことが分かります。また、男女が協力して社会を担うべきという考え方は浸透しつつあります

が、子育てでは「男の子らしく」「女の子らしく」育てたいと考えている方はいまだに多く、現代の親世代の意識が次世代にも影響を及ぼしかねません。こうした意識に基づく慣習や社会通念は、一人ひとりが「こう生きたい」と思う気持ちを抑えることにもつながり、また性による差別や暴力は人権尊重の観点からも看過できない問題です。

2. 「仕事」と「家庭」の両立

潟上市では、男性は仕事中心の生活、女性は家事や育児（とパート労働）という働き方が多くなっています。市民意識調査では、半数以上が「女性もずっと仕事を続けたほうがよい」と考えているのに対し、7割近くの女性が結婚や出産・育児で仕事を辞め、就業が中断されてしまう現状があります。また、男性も家族を支えなければという重圧がかかりがちです。仕事と家事・育児の両立は女性だけの問題ではなく、配偶者や家族の協力が欠かせません。さらに、男性も女性も働きやすい職場環境づくりも求められています。

3. 少子高齢化社会に対応した一人ひとりの力を生かす地域社会づくり

人口減少や少子高齢化が進む中で、地域を維持していくためには、性別や年齢にかかわらず市民一人ひとりの力が必要です。これまでは、潟上市でも政策・方針決定過程にかかわる部分の多くを男性が担っていましたが、人口の半数を占める女性の参画なしに住みよい地域はつくれません。引き続き、社会のあらゆる分野で女性の参画を広げていく必要がありますし、同時に女性自身の参画意欲も高めていかなければなりません。そのためには、これまで以上に行政が率先して男女共同参画の視点から施策を進めていく必要があります。

これらの課題は、いずれも第2次計画（ハートフルプランかたがみ2011）の中で継続して取り組んでいます。改めてその克服の難しさが浮き彫りになっています。この5年間の社会情勢等の変化はありますが、推進の柱である基本政策は、第2次計画で示した3つを継続して進めることとします。

基本政策1 人権を尊重する意識づくり

基本政策2 多彩なライフスタイルを可能にする環境づくり

基本政策3 次世代を担う子どもたちへのあるべき社会の方向づけ

第2章 計画の体系と施策の方向

I 計画の構成と体系

「潟上市男女共同参画推進計画」は次により構成します。

将来像	「潟上市男女共同参画推進計画」が目指す市のすがたです。 みんなでつくる、参画協働都市
目 標	将来像へ向かうための基本的な市の姿勢・根本の考え方です。 男女共同参画社会の実現
基本政策	おおむね5年後にはこうあって欲しいという市の状態、また目的を遂行するための方針です。
基本施策	政策を進めるために実地にとる基本的な方策で、おおむね2年から3年の間で取り組む目標です。
施策の方向性	基本施策に向かって取り組む方針です。
施 策	具体的な取組です
主な取組	施策を構成する実施事業の内容です。

■計画の体系を次のように整理します。

基本政策Ⅰ 人権を尊重する意識づくり

基本施策	施策の方向性
1. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	①男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進 ②多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ③家庭・地域における男女平等意識の浸透と固定的性別役割分担意識の解消 ④性差別による暴力の根絶

基本政策Ⅱ 多彩なライフスタイルを可能にする環境づくり

基本施策	施策の方向性
2. <u>ワーク・ライフ・バランス</u> の実現	①多様なニーズに対応した子育て支援・介護支援の充実 ②男女が働きやすい職場環境づくり（雇用の場での男女の機会均等なども） ③男性の家事・育児・介護への参画促進 ④女性の職業生活における活躍の推進
3. 地域における身近な男女共同参画の推進	①農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進 ②地域活動への男女の参画促進 ③男女共同参画の視点に立った防災や環境問題等への取組

基本政策Ⅲ 次世代を担う子どもたちへのあるべき社会の方向づけ

基本施策	施策の方向性
4. 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	①ともに参画できる市政運営の推進 ②あらゆる分野における女性参画の推進
5. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	①生涯を通じた男女の健康づくりの推進 ②女性の心身の健康の保持・増進 ③高齢者の生活自立の維持・促進 ④社会的支援を必要とする人たちへの取組
6. 計画の実現に向けた取組の推進	①庁内における男女共同参画の取組

Ⅱ 基本政策

基本政策Ⅰ 人権を尊重する意識づくり

【現状と課題】

人権の尊重とは、一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認めあい、人間としての個性や能力を尊いものとして大切にすることです。そして、男女共同参画社会の根底にある最も重要で基本的な理念です。

しかしながら、いまだに日本社会に根深く残る「男は男らしく、女は女らしく」、「男は仕事、女は家事育児」といった性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく慣習・慣行・社会通念が、性別にとらわれず、自分らしくありたいという、個性を尊重することを妨げています。潟上市においても徐々にこうした意識は解消されてきているものの、目に見える状況の変化には至っていないのが現状です。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）等についても関係機関と連携し、相談体制の充実や被害の未然防止に努めていかなければなりません。

【この政策の目的・方針】

すべての人々の人権が尊重され、性別や年齢、国籍などを越えて、個人の価値観を認めあえる社会の実現のために、潟上市は基本的人権の精神がすべての人に身につくような教育や啓発を推進します。

【この政策によりめざす潟上市の姿】

男女共同参画や人権に対する正しい理解が進み、家庭、職場、地域などのさまざまな分野で、性別による固定的な役割分担意識などが解消されています。また、一人ひとりが大切にされ、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる機会が保障されています。

【この政策を展開するための基本施策】

子どものころからの人権や男女共同参画に対する教育を充実し、意識の普及に努めるとともに、すべての世代に向け、親しみやすく、わかりやすい啓発に努め、男女共同参画の意識づくりを行います。また、DV等は、重大な人権侵害であり、許されない行為であるという理解の浸透に努めます。

基本政策Ⅱ 多彩なライフスタイルを可能にする環境づくり

【現状と課題】

少子高齢化や労働力人口の減少により、女性の就業が進んでいますが、一方で、主に女性が育児や介護に携わらなければならない現状は大きく変わっていません。

非正規労働者の割合が上昇する中、経済的自立が困難な若者が増える問題や、女性が結婚や出産などにより離職を余儀なくされたり、女性の復職が難しいといった問題もあります。

また、自治会をはじめとする地域の団体やNPOが地域活動を担っていますが、市民の参加率は決して高いとはいえず、参加しない理由も「仕事が忙しい」ことが1番に挙げられています。地域の身近な課題を市民自身で解決していくためにも、活動に参加しやすい環境づくりが求められます。

生涯にわたり健康で充実した人生を送るために、多様な立場の個人がそれぞれの希望に応じて仕事や家庭生活、地域活動等にバランスよく参画できることが重要です。地域においても、世代や男女を問わず活動に参加しやすい環境づくりと、多様なライフスタイルを認め合える機運を醸成していくことが必要です。

【この政策の目的・方針】

誰もが主体的に参画できる社会の実現のために、市民一人ひとりの多彩なライフスタイルを可能にする環境づくりを推進します。

【この政策によりめざす潟上市の姿】

市民一人ひとりが性別にとらわれず、生き方や価値観を尊重しあいながら、自らの意思で社会のさまざまな分野に参画し、協力しあう社会を実現しています。

【この政策を展開するための基本施策】

1. 男女がともに働き方を見直し、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護を行える環境づくりをすすめ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。また、男女がともに働きやすい職場環境づくりが整備されるよう、事業者に対する意識啓発と取組を促し、女性の職業生活における活躍を推進します。
2. 性別や世代にかかわらず、さまざまな分野における男女共同参画の推進をはかります。また、市民の一人ひとりが自分らしい生き方を選択し、主体的に地域活動等に参画していく機運を醸成していきます。

基本政策Ⅲ 次世代を担う子どもたちへのあるべき社会の方向づけ

【現状と課題】

少子高齢・人口減少社会の今、地域を維持していくためには、性別や年齢にかかわらず一人ひとりがまちづくりに参画していくことが必要です。潟上市でも政策・方針決定過程にかかわる部分の多くを男性が担っていますが、人口の半数を占める女性の参画なしに住みよい地域はつくれません。潟上市の未来をつなぐ子どもたちが希望を持てるまちづくりに向け、行政や事業者、市民一人ひとりが主体的に行動し、地域を支えていく意識づくりを進めなければなりません。

【この政策の目的・方針】

次世代を担う子どもたちへ示すべき潟上市の姿として、老いも若きも男性も女性もお互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かちあいながら自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会を創造していきます。

【この政策によりめざす潟上市の姿】

市民・事業者・行政が、男女共同参画社会の実現に向けて協働で取り組んでいます。

【この政策を展開するための基本施策】

1. 審議会などへの女性委員の登用を進めることなどにより、地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を促進します。
2. 男性、女性、高齢者、障がい者等、あらゆる生活者の多様な暮らしを前提とした社会基盤づくりや、各ライフステージに応じた保健・福祉サービスの提供など、行政の取組はもちろん、市民一人ひとりによる自発的な取組を推進します。また、女性は妊娠・出産など男性と異なる健康上の問題に直面することから、女性の健康支援を推進します。
3. 潟上市のすべての施策、事業が男女共同参画の視点で進められるよう、庁内横断的に取組を推進します。

Ⅲ 基本施策と施策の方向性及び施策

基本施策 1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

<現状と課題>

男女共同参画の認知度は高まってきてはいますが、自らの生活とは結びついていない現状にあります。「男は仕事、女は家事育児」といった性別による固定的な役割分担意識は、時代の流れや地域の慣習などと結びつき、長い年月を経て形成されてきました。こうした意識は、今も職場、家庭、地域のなかに根強く残り、女性の社会参画の阻害だけではなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因にもなっています。男性も女性も一人ひとりの個性が尊重される社会を実現するためには、生涯にわたる教育の力によるところが大きく、学校、家庭、地域などあらゆる場で男女共同参画の意識づくりを目指し、更なる意識改革を進める必要があります。

また、近年は性犯罪、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメントなどが深刻な問題となっています。DVなどの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。この背景には、従来の固定的な性別役割分担意識に根ざした男性優位の風潮のなかで、個人的な問題として潜在化され、その重大性が認識されていなかった問題などがあります。このような暴力を根絶するためにも、人権に関する認識を向上させる取組が必要です。

①男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進

男女共同参画の視野を広げるためには、子どもの頃から積極的に働きかけ、将来を見通した自己形成ができるような取組が求められます。男女共同参画の実現に向けて、参画や自立の意識を醸成する教育と、個人が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進することが重要です。

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努めます。また、家庭、保育及び教育現場などで、子どもと日常的に接する大人の意識醸成にも努めます。

<施策>

○園児・児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と重要性などについて指導の充実に努めます。

○学校における政策・方針決定過程の場への女性の参画を推進するとともに、学校行事などの学校運営やPTA活動などの地域活動における男性の積極的な参加、働く男性や女性が参加しやすい運営、役員への女性の参画を働きかけます。

○幼稚園・保育園・学校関係者が男女共同参画の理念を理解し、また意識を高めることができるよう、研修等の取組を促進します。

○進路指導については、生徒が自らの生き方を考え将来の目的意識、本人が主体的に進路を選択する能力・態度を身につけることができるよう配慮します。

○男女共同参画の視点に立ち、将来の生活設計教育や生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進し、仕事と生活の調和の重要性などについての理解を求めます。

②多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女が、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、学校教育及び家庭教育や職場・地域における教育を含めた社会教育の充実が重要な意義をもっています。性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、自己尊重と生きがいを持ち人生の中で主体的に多様な選択を行うことができるよう、生涯にわたりそれぞれのライフステージに応じた学習機会を提供していきます。特に女性の能力や活力を引き出すため、女性の生涯にわたる学習機会の充実と社会参画を促進するための施策の充実を図り、エンパワメントを促進します。

また、個人の尊厳や男女平等に関する意識を醸成し、一人ひとりの多様性（ダイバーシティ）を認め、互いの選択を認めあう意識の醸成を図ります。取組の推進にあたっては、人権尊重の観点から性同一性障害や性的指向を理由として社会生活に影響のある人がいる状況にも留意し、性の多様性への理解促進に努めます。固定的な性別役割分担意識を助長するものや、暴力や女性の性的な側面を強調する表現、性的マイノリティの人権へも配慮します。また、これらの教育に携わる者が、男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めます。

<施策>

○生涯学習について、広報・啓発と情報提供、性別や年代にかかわらず参加しやすい学習機会の拡充、学習成果の評価と活用等に関する推進体制の整備を図ります。

○人権学習や男女共同参画に関する学習について、プログラムの開発や学習機会の提供等を図っていきます。

○性の多様性への理解促進に向けた施策を推進します。

○職場における男女共同参画に関する教育・研修の推進を支援します。

○女性団体の活動支援などを通じ、女性の能力開発や社会参画の促進等を図ります。

○女性の職業能力開発と能力発揮の支援を推進していくため、社会人・職業人を再教育するリカレント教育等、学習機会の提供を図ります。

○男女共同参画における国際社会の動きについての情報提供や、国際理解を深めるための学習機会や情報提供を行います。

③家庭・地域における男女平等意識の浸透と性別による固定的な役割分担意識の解消

家庭における保護者のしつけや教育態度、生活習慣等が、子どもの男女平等感や性別役割分担意識に強く影響することを認識して、子どもが性別にとらわれずに個性を

伸ばすことができるような教育を、男女が協力して行い、また地域において推進することが重要です。固定的性別役割分担意識の解消は、女性のためだけではなく、男性にかかる「仕事への重圧」等の負担を解消することにつながることを理解し、男性にとっての男女共同参画の意義についても啓発していきます。

＜施策＞

○保護者を対象として、家庭教育に関する学習機会の充実、相談・情報提供の充実に努めるとともに、仕事を持つ父親の家庭教育への参加を支援するなど、特に男性の積極的な参加を促します。

○子育て中の親やこれから親となる方等を対象とした学習機会を提供し、家庭における子育てを男女協力して行う意識づくりを進めます。

○子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図ります。

○PTA、自治会等地域の各団体へ、男女共同参画に関する働きかけを行います。

○男性の固定的性別役割分担意識の解消に向け、男性にとっての男女共同参画の意義や家庭・地域への男性の参画をテーマにした啓発活動を行います。

○固定的性別役割分担の解消等に向け、市広報紙等で周知・啓発、情報提供を行います。

④性差別による暴力の根絶

性差別による暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。男女が互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の実現を阻害することから、暴力を防止し、容認しない社会の実現を目指します。DVはもちろん、DV防止法をはじめとする関係法令についても、広報・啓発活動を推進していきます。

＜施策＞

○若者や高齢者を含む市民すべてにわたって、広報・啓発を行います。

○「配偶者暴力防止法」（いわゆるDV防止法）やストーカー規制法、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪防止についても周知し、社会的認知の徹底を図ります。

○若い世代に向け、デートDV（結婚していない男女の間で起こる暴力）の防止啓発を進めます。

○DV被害者の安全確保やプライバシーに配慮しつつ、的確で迅速な相談体制の整備に努めます。また、配偶者からの暴力は、児童虐待と関連が深いことにも留意し、関係機関や民間団体等との連携充実を図ります。

○雇用の場はもちろん、教育、スポーツ、医療、福祉分野におけるセクシュアル・ハラスメントについて、パンフレットの配布などによる広報・啓発を行います。

○児童虐待を防止する学習機会や情報の提供を図ります。

○医療機関、警察、人権擁護委員、自治会等との連携を図ります。

基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの実現

＜現状と課題＞

市民意識調査では「仕事と家庭生活」「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」など複数の活動をバランスよく行いたいという希望が多くなっていますが、現実には、男性の半数近くが仕事優先の生活に、女性も「仕事」23.4%、「家庭」23.0%と、単一の活動を優先している割合が半数近くに上っています。男性の長時間労働は、男女ともに家事、育児、介護などへの参画を困難にするものであり、女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性の生活の豊かさを奪うものでもあります。

また、意識としては固定的役割分担から少しずつ脱却する兆しが見えるものの、依然として家事や仕事を分担し、家事・子育て・介護の多くは、職業の有無にかかわらず、女性が担っている現状があります。これは、女性の仕事と家事・育児との両立を困難にし、女性の就業継続の妨げとなっているほか、子どもを産み育てようという意欲を低下させる要因にもなります。

男女がともに効率的に働き、家庭にも地域社会にも責任を持つ社会を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は重要な課題です。雇用における事業者の意識の向上や、育児・介護等における地域社会全体でのサポート体制の拡充を図る必要があります。

①多様なニーズに対応した子育て支援・介護支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「仕事」と「家庭」の両立にかかる負担感を軽減するため、環境整備を推進します。

多様なニーズに対応した保育サービスの整備、子育ての孤立や不安の解消を図るための学習機会の提供や相談支援体制の充実等に努めます。

また、介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備と家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備について、事業者・企業等に向けて意識啓発・普及を図ります。さらに、介護に対する不安を解消するため、相談支援体制の充実に努めるとともに、介護サービスの充実を推進します。

＜施策＞

○必要なときに利用できる保育サービスや、子育てについて総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

○子育て世代向けの学習機会の提供や子育て支援グループの育成等、地域や家庭における子育て支援の環境整備を図ります。

○託児サービスを実施する体制を整備するため、子育てサポーターや託児ボランティア団体の育成を支援します。

○児童館の有効活用を図ります。

○就労等により日中家庭に保護者がいない児童に対して、放課後児童対策を充実し、

安心して子育てと仕事が両立できるよう支援します。

○市で行われる講座、イベント、審議会等において、子育て世代が参加しやすいよう、ボランティアやNPO等による託児サービスを行います。

○介護サービスについての相談等に適切に対応します。

○事業者・企業等の介護休業制度の定着に向けて、周知・啓発を図ります。

○介護サービス基盤の整備を促進します。

②男女が働きやすい職場環境づくり

「仕事」と「家庭」の両立や、「地域活動」等に参加できる環境づくりを働きかけ、女性が妊娠や出産後も男性と平等に働き続けられる環境の整備を進めます。労働者が多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されるよう事業者へ働きかけるとともに、職場内においても仕事の中での固定的性別役割分担の解消や、育児休業等の制度が使いやすい職場風土の改善など、一人ひとりが意識と行動を変えていけるよう普及啓発を行います。

＜施策＞

○企業・各種団体等に対して、育児・介護休業制度の周知と制度の浸透、利用促進を図ります。

○男性の育児休業の取得をはじめとする男性の子育て参加の促進を図ります。

○仕事と育児・介護の両立のための相談、情報提供等の充実を図ります。

○子どもの急病等に対応するために、突発的な保育に対応できる環境整備を検討します。

○男女が働きながら安心して子育てできる環境や介護休業を取得しやすい環境を整備することの重要性を、事業者等に広報・啓発していきます。

○男女平等感に立った労働環境づくりのための啓発活動を支援します。特に、女性が働きやすい職場は男性も働きやすいことを念頭におき、男性に向けた意識啓発を行います。

○セクシュアル・ハラスメントの防止について広報・啓発を行うとともに、被害者が安心して相談でき、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような相談体制の整備を働きかけます。

③男性の家事・育児・介護への参画促進

育児や子どものしつけ、教育など、子どもの教育方針の決定を家族で分担する家庭の割合が増えてきていることから、この流れをさらに家事や介護へも広げていきます。家事や育児・介護への男性自身の抵抗感をなくするとともに、家族とコミュニケーションをとりながら家庭の中で積極的に参画できるように意識啓発を進めます。また、男性の働き方についての意識を変え、仕事中心のライフスタイルを見直し、地域

活動への参画や生きがいづくりを促進します。

事業者へも従業員の育児休業の取得や家事・育児・介護への参加を促進するよう働きかけます。

＜施策＞

○男性が家事や育児・介護に当事者意識を持ち、家族とコミュニケーションを図りながら積極的に参画できるよう、意識啓発を進めます。

○男性の家庭や地域への参画を推進するため、情報や学習機会の提供を図ります。

○男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するため、食を正しく選択する力を身につける等の食育を推進します。

○精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制の整備や交流機会の創出、自殺予防等心身の健康維持の支援を進めます。

○定年等により退職した男性が、これまでの経験を生かして地域活動等に参画し、生きがいのある生活を送れるよう支援します。

④女性の職業生活における活躍の推進

職業生活においては、正社員を前提とした長時間労働、女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方が依然として根付いており、女性が十分に活躍できない原因となっています。働く意思のある人が、「仕事」と「家庭」などの二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができる職場づくりが求められます。

事業者に対しては、従業員の育児休業の取得や家事・育児・介護への参加を促進するよう働きかけます。また、男性中心型労働慣行等の見直しや、生産性を向上させる効率的な働き方への転換を図ることによって、女性の活躍を推進していくことを目指します。

＜施策＞

○事業者に対して、テレワークやフレックスタイム、育児・介護のための短時間勤務の採用など、多様で柔軟な働き方についての普及を図ります。

○妊娠・出産後も女性が仕事を続けられる職場づくりに向けて、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」（マタハラ））の防止啓発に努めます。

○育児等を理由に離職した者が再就職する場合に、門戸が広がるよう事業者・企業等へ啓発や情報提供し、取組を促進します。

○事業者・企業等に対し、従業員の能力開発において、女性の参加機会が確保されるよう働きかけます。

○企業内研修のための情報や研修機会の場を提供します。

○労働者数 300 人以下の事業所に対して、女性の管理職登用率等を盛り込んだ一般

事業主行動計画の策定を促し、女性の活躍推進に向けた事業主の取組を促進します。

基本施策3 地域における身近な男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

潟上市では、自治会・町内会活動には全体の半数近い人が参加しており、地域における趣味・スポーツ・学習の活動については参加意向が男女とも半数を超えています。一方、民生委員・審議会委員などの公的な立場での活動には参加したくないと考えている市民が半数となっています。また、5割近くの市民が地域活動に参加していないという現状があります。理由としては、仕事の多忙や健康問題、人間関係のわずらわしさを挙げています。

地域活動の参画状況には性別・年代で偏りがあり、今後はワーク・ライフ・バランスの推進によって働く世代の男性の参画を進めることや、これまであまり女性の参画が多くなかった分野への積極的参画が求められます。

また、農林水産業・商工業といった分野での女性の参画拡大について、市の産業の活性化へつなげるためにより一層の推進を図ります。

①農林水産業・商工業自営業における男女共同参画の推進

潟上市の基幹産業である農業を活性化させるためには、農産物の生産のみならず、加工品による地域ブランド創出などの「6次産業化」を推進することが必要です。その際、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、これまでも農産物の加工や販売等を行ってきた女性の参画が欠かせません。

農林水産業、商工業等の自営業に携わる女性が、自らの人生を主体的に設計し、その貢献に見あう評価を受け、仕事においても家庭においても自信と充実感をもって暮らし、男性と対等なパートナーとして参画していくことは、活力ある産業振興と地域社会づくりにとって重要です。このため、「個」としての主体性を確保するとともに、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行や行動様式を見直していくことなど、あらゆる場における意識と行動の変革を進めることが必要です。

農林水産業での女性の経営上の位置づけを明確化するため、家族経営協定や農業経営の法人化などの普及拡大、有効活用を図ります。

また、少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、さまざまな分野で女性起業家が活躍することは、地域社会や経済の活性化にもつながります。しかし、意欲があっても事業経営等の知識が不十分な場合も多いことから、起業に関する支援を図る必要があります。

＜施策＞

- 農協の女性役員、女性の農業委員等の登用や参画を促進します。
- 女性のグループが取り組む生産物の加工、販売や女性の起業活動を支援します。
- 家族経営協定や農業経営の法人化などの具体的なしくみや手法について、情報提供を行うとともに、受け入れ態勢を整備します。
- 育児や介護との両立を支援するための各種サービスの充実を図ります。
- 女性の認定農業者の拡大と、意欲ある女性が地域農業のリーダーとして活躍するために必要な能力の習得を図るため、学習機会を提供していきます。
- 女性の力を活かしたグリーンツーリズム等都市と農山漁村の共生・交流の推進を図るため、消費者との交流、商工業・観光業など異業種との連携やネットワーク化を進めます。
- 高齢農業者がその知識と経験・技能を活かしつつ、生きがいをもって活動できるよう、高齢農業者による新規農業者への支援や異世代間交流、地域資源の保全管理等の取組を促進します。
- 起業に関する知識や手法についての情報提供、相談、学習機会の創出を検討するとともに、起業への女性のニーズを把握しながら支援のあり方について検討します。

②地域活動への男女の参画促進

男女がともに職業生活と家庭生活の両立を図りつつ、地域活動にも参加できるようなバランスある生活を念頭に、男女の地域社会への積極的な参画の促進を図ります。地域の文化・産業を、男性も女性も参画して新たな視点で見直し、地域おこしやまちづくりを進め、地域の活性化と暮らしの改善を進めます。

また、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画により、男女共同参画の視点を反映させることが必要です。

男女共同参画についての意識啓発のみならず、地域活動においては課題解決型実践的活動への移行を推進します。男女共同参画の視点に立った地域や分野横断的なネットワークづくりと、ボランティアやNPO活動などを通して、地域社会のさまざまな活動に男性や若年層など多様な人々が参画できるよう、環境づくりを進めます。

＜施策＞

- 男性の職場中心の意識とライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参加を促進するため、あらゆる機会を通して広報・啓発を行います。
- ボランティアやNPOの活動を支援します。
- 地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針を決定する過程への女性の参画を推進します。
- 潟上市男女共同参画センター「ウィズ」を拠点として活動する団体を支援します。

③男女共同参画の視点に立った防災や環境問題等への取組

防災・環境について、組織の運営や活動の進め方において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の参画拡大を進めます。環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験が活かされるよう、環境保全の分野において男女共同参画を推進します。

また、防災対策において、被災時には家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかとなったことから、男女のニーズの違いを把握して推進する必要があります。被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立を進める必要があります。

<施策>

○環境問題に関する情報を提供していくとともに、環境保全分野での政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

○地域における環境学習の推進やボランティア・NPO活動の支援を図ります。

○防災分野での固定的性別役割分担をなくすとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

○災害時における女性や高齢者の被害が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供にあたっては、多様な視点を踏まえることとします。

○地域防災計画や各種災害対応マニュアル等を策定する際は、男女共同参画の視点を取り入れます。

基本施策 4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現していくためには、政策や方針を決定する過程への男女の参画が不可欠です。

日本の政策・方針決定の場への女性の参画状況は、国際的に比較すると低い割合にあると指摘されており、潟上市においても、同様の状況です。審議会等委員の選任にあたり女性の登用を進めてきていますが、分野によっては女性がほとんど参画する機会のない審議会もあります。一方の性別に偏らない多様な考え方を取り入れるため、市議会・審議会等への女性の参画を一層進めていくとともに、女性市職員の管理職登用、職域拡大を図る必要があります。また、地域団体等の役職においても、男女や世代のバランス良い登用の重要性を周知していく必要があります。

①ともに参画できる市政運営の推進

施策の対象の半数は女性であり、また同様に施策の影響も受けることから、政策・方針決定過程に女性が積極的に参画する必要があります。そして、現状や改善すべき点について定期的に把握・分析しながら、計画的に取り組むことが重要です。

このため、審議会・委員会等への女性の登用及び女性市職員の管理職登用について、国における「２０２０年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも３０％程度になるよう期待する。」（男女共同参画推進本部決定）という目標に準じて、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進します。

<施策>

○審議会等委員への女性の参画については、女性委員がいない審議会等の解消、団体推薦による委員への女性の参画促進、充て職など委員構成の見直し、公募委員の女性比率の増加、幅広い分野からの女性の参画などに留意し推進します。

○女性市職員の管理職登用について、目標と達成期限を設定し、計画的に取り組み、定期的にフォローアップを行います。また、女性市職員の職域拡大の推進や、キャリア形成の支援を行います。

○女性を積極的に登用するため、幅広い分野における女性の人材情報を収集します。

②あらゆる分野における女性参画の推進

企業・教育機関・ＰＴＡ・自治会等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を図ります。また、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するポジティブ・アクションに取り組むよう意識啓発を図ります。

<施策>

○国の「２０２０年までに３０％」の目標をふまえ、ポジティブ・アクションの自主的な取組を奨励します。また、あらゆる機会を通して、女性の登用について企業、教育機関、ＰＴＡ、自治会、各種団体機関等に協力要請を行います。

○性別を問わずにそれぞれの個性と能力を発揮して、まちづくりに参画しやすい体制を整えるため、自治基本条例を適切に運用します。

基本施策５ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

<現状と課題>

生涯にわたって健康に過ごすことができること、また病気になったり介護が必要になったときでも、安心して必要な支援が受けられることは、男女が個性と能力を生かしていきいき暮らしていくためには大切なことです。そして、一人ひとりが主体的に健康の保持、増進に取り組むとともに、健康づくりのための必要なサービスや情報提供、支援が受けられる体制の整備が必要です。

また、高齢期を迎えても、自分らしく生きることができ、自立した生活ができるような生活条件や支援体制の整備が求められます。さらに単身世帯、ひとり親世帯、障がい者等実態に応じた柔軟で的確な生活支援が必要であり、地域の福祉ニーズは多様

化してきています。

女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面します。そのため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、女性の健康問題を解消していく必要があります。

① 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男性と女性がともに自立し、いきいきとした生活を送るためには、健康が何より大切です。そのため、男性も女性も生涯にわたって心身ともに健康に暮らせるよう、多様なライフステージに対応する健康づくりを進めます。

＜施策＞

○一人ひとりの健康づくりに対する意志や意欲を高めるための広報・啓発活動と、市民の主体的な健康づくり活動を支援する環境づくりを図ります。

○育児、介護、仕事等から生じるストレスに対して精神衛生面からの健康支援を充実します。

○市民の多様化したスポーツニーズに応え、だれもが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツを楽しめる機会を提供し、健康づくりを支援します。

○薬物乱用や喫煙、飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供を行います。

○職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

○男女を問わず、市民一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成するため、食料や食生活に関する情報提供を行います。また、それらに関する知識や理解を深める学習機会を提供します。

○心の悩みは、うつ、摂食障害、自殺等の形で生涯を通じて健康を大きく損なう場合もあることから、健康問題について、身体的問題のみならず心の悩みも含め安心して相談できる体制づくりを推進します。

② 心身の健康の保持・増進

生涯を通じて、一人ひとりが健康状態に応じて適切に自己管理ができるようにするための健康教育や相談体制を確立します。ライフステージごとの健康課題に対して、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、適切な健康の保持・増進ができるよう対策の推進を図ります。

＜施策＞

○生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育や学習を、学校・家庭・地域において推進します。

○HIV/エイズ、性感染症、思春期・更年期における健康問題等、健康を脅かす問題について、正しい知識や認識の普及・浸透に努めるとともに、健康被害に関する情報提供等の対策を図ります。

○生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育や学習を、学校・家庭・地域において推進します。

○子どもを持ちたいにもかかわらず不妊症や不育症で悩む人々が、正しく適切な基礎情報をもとにその対応について自己決定ができるよう、安心して相談できる体制の整備を図ります。また、治療に対する助成を行い、妊娠・出産の希望をかなえられるよう支援します。

○女性に特有ながん（子宮がん、乳がん等）等を予防するため、正しい知識についての情報提供を図るとともに、定期検診の受診率向上を図ります。

○学校において、心のつながりを重視し発達段階に応じた性教育を検討するとともに、家庭や地域においても性と生殖に関する健康の重要性を教えることができるような学習機会の提供を図ります。

③ 高齢者の生活自立の維持・促進

高齢者が男女ともにその意欲や能力に応じて社会との関わりを持ち続け、他世代とともに社会を支える重要な一員として、生きがいをもって充実した生活が実現できるよう、高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を推進していきます。

湯上市でも高齢化は進んでおり、年々、要介護高齢者数は増加しています。育児同様、家事労働として女性が担うことが多かった介護の分野でも男性の参画が必要ですが、これらの家庭での負担を軽減するため、介護環境や体制を整備します。また、高齢者ができる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるよう、高齢者が安心して暮らせる介護及び予防体制の構築を推進します。

＜施策＞

○要介護状態の軽減及び悪化防止の観点から、適正な介護サービスが提供されるよう、サービス事業者との情報交換や研修会等、連携を図る体制を確立します。

○ホームヘルパーやケアマネージャー等の人材確保と、研修を通じての資質の向上を図るとともに、サービスの質の低下や虐待につながらないよう労働条件の適正化、メンタルヘルスケアの充実等、就労環境の整備を働きかけます。

○高齢者が培ってきた経験や能力、技術を社会に還元する機会の提供等を通して、高齢者の社会参画の促進を図ります。

○介護に関する相談体制と苦情処理体制の整備を図ります。

○多世代の交流の場と学習機会を提供し、高齢者の生きがいづくりを支援します。

④ 社会的支援を必要とする人たちへの取組

ひとり親家庭は経済的、社会的、精神的に不安定な状態になりがちです。そのため子育ての孤立や不安の解消、仕事との両立を図るための相談・支援体制を推進します。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が主体性と自主性を確保し、

自身の能力を十分に発揮しながら社会のあらゆる分野に積極的に参加し、地域のなかで暮らしていけるよう支援します。

<施策>

- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けた取組を推進します。
- 障害福祉サービスの適正実施と、障害者がサービスを利用するにあたっての情報提供や苦情処理体制の整備を図ります。

基本施策 6 計画の実現に向けた取組の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、行政はもちろん、市民、事業者、地域団体等多様な主体が参画し、協働した取組が必要です。これまでの行政主導の講習会や意識づくりなどから一歩進んで、それぞれの主体が持つ人材や力を生かし、地域全体の男女共同参画を推進するためのネットワークづくりが求められます。

行政においては、男女共同参画にかかわるあらゆる施策が市の多くの部門や政策分野にわたり、すべての市職員にかかわりがあることから、全庁的な取組ができる推進体制を今後も充実させることが必要です。

①庁内における男女共同参画の取組の推進

男女共同参画社会の実現のための施策は、広範、多岐にわたることから、あらゆる政策分野において男女共同参画の視点を反映させる必要があります。したがって、男女共同参画社会の実現のための取組を、整合性をもって総合的かつ効率的に推進するためには、その基盤となる庁内推進体制の充実が求められます。

<施策>

- 男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、庁内横断的に取り組んでいきます。
- 市男女共同参画推進計画の着実な推進を図るため、計画の進捗管理を行い、その結果を公表します。
- 市が率先して、男女共同参画社会にふさわしい環境づくりを進めるとともに、すべての市職員が男女共同参画を実践し、PRし、地域に広げる先導役となります。
- すべての市職員が、男女共同参画に対する理解を深め、ジェンダーに敏感な視点で業務を行うことができるような研修機会と情報提供の充実を図っていきます。
- 男女共同参画についての意識が、市民一人ひとりの間に浸透することが、男女共同参画社会を実現するための基礎となることから、広報・啓発活動を推進していきます。
- 「特定事業主行動計画」を策定し、職場を挙げて職員の仕事や子育て、介護等との両立を支援します。

○社会のあらゆる場で市民の自主的な取組が促進されるよう、企業・団体・グループ・NPO・大学・あきたF・F推進員等と連携、協働し、男女共同参画社会の実現に向けた課題解決に努めます。

○潟上市男女共同参画センター「ウィズ」を適正に運営し、市民の自主的な活動や学習を支援するとともに、気軽に利用できる環境づくりを進めます。

Ⅳ 主な取組

基本政策Ⅰ 人権を尊重する意識づくり

基本施策	施策の方向性
1. 男女共同参画意識の普及と教育の推進	①男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進 ②多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ③家庭・地域における男女平等意識の浸透と固定的性別役割分担意識の解消 ④性差別による暴力の根絶

1－①男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進

	主な取組	推進課
1	幼稚園、保育園等において、男女共同参画の視点に立って、園児の個性や能力を伸ばす教育や保育を充実します。	幼児教育課
2	園行事、保護者会活動などを活用して、職員や保護者などの男女共同参画の普及を進めます。	幼児教育課
3	児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばす、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実を図ります。	教育総務課
4	学校行事、PTA活動などを活用して、教職員や保護者等の男女共同参画に関する意識の高揚が図られるよう広報・啓発に努めるとともに、研修機会の充実を図ります。	教育総務課 幼児教育課
5	進路指導にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、幅広い情報収集・情報提供を行うとともに、生徒自らが主体的に進路を選択できるよう指導します。	教育総務課
6	家庭科等の学習において、家族の一員として男女が相互に協力し、家庭を築いていく重要性を認識させる教育を推進します。	教育総務課
7	子どもと親の相談員や心の教室相談員などの相談員の配置を進めるとともに、男女共同参画に関する情報の提供を行います。	教育総務課
8	男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進し、将来の生活設計や仕事と生活の調和の重要性について指導します。	教育総務課

1－②多様な選択を可能にする教育・学習の充実

	主な取組	推進課
9	男女共同参画に関する市民の認識を深めるため、これに関連した図書・資料・視聴覚教材を充実します。	文化スポーツ課
10	「読み聞かせの会」の活動の中で、幼児期からの男女平等の意識啓発を進めます。	文化スポーツ課
11	男女共同参画や、性の多様性への理解といった視点を積極的に取り入れ、自発的に参加できる学習プログラムの企画に努めるとともに、市民のニーズに応じた講座の開催や情報提供を実施します。	文化スポーツ課 全部局
12	各種講座等の開催にあたっては、託児サービスの実施や休日・夜間開催等、参加者の立場に立った配慮を行うよう努めます。	文化スポーツ課
13	体験学習やボランティア活動・世代間交流など、学校外での活動を充実し、異世代に対する理解と社会性の育成に努めます。	文化スポーツ課
14	関係各課や市民等が、男女共同参画に関して対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる講座を企画・開催する際は、講師派遣や資料の提供などの支援を行います。	企画政策課
15	<u>リカレント教育</u> に関する情報提供を図り、学習機会を提供します。	文化スポーツ課 企画政策課
16	国際理解の内容を積極的に取り入れた講座を開催します。	文化スポーツ課
17	男女共同参画に関する国際的な取組や活動について、情報収集・情報提供します。	企画政策課
18	ボランティアや <u>NPO</u> 等による国際交流、国際協力などの活動を支援します。	企画政策課
19	中学生を対象とした海外ホームステイや、外国語指導助手（ALT）の招致などを実施し、外国人との交流を通して国際的視野を広げ、相互理解と友好親善を深めるとともに、国際的視野に立って女性問題を考えるきっかけづくりを図ります。	教育総務課

1－③家庭・地域における男女平等意識の浸透と固定的性別役割分担意識の解消

	主な取組	推進課
20	広報、有線放送、パンフレット、チラシ等により、男女共同参画の意識づくりへの啓発や、情報提供を積極的に行います。	企画政策課 総務課
21	広報、ホームページ、パンフレット、チラシ等市の広報物について、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。	企画政策課 全部局

22	「男女共同参画推進月間（６月）」等、さまざまな機会を通じて広報・啓発活動を展開します。	企画政策課
23	男女共同参画推進条例と男女共同参画推進計画をさまざまな機会を通じて広報します。	企画政策課
24	学校を通して、性別役割分担の意識にとらわれない家庭教育が促進されるように、男女共同参画に関する情報を提供します。	教育総務課
25	小学生低学年以下の保護者を対象に、祖父母と孫とのかかわり方の学習や、夫婦等の家庭問題における子育てについての学習機会を提供します。	文化スポーツ課 教育総務課
26	家庭教育、子育て、いじめ、子ども自身の悩み等について、対応できる相談体制を整備します。	文化スポーツ課 社会福祉課 幼児教育課 教育総務課
27	地域や家庭の教育力の向上を目的に、互いに理解し協力しあい子育てを行うことの大切さ等について、情報や学習機会を提供します。	文化スポーツ課 教育総務課 幼児教育課
28	男性の固定的性別役割分担意識の解消に向け、男性にとっての男女共同参画の意義や家庭・地域への男性の参画をテーマにした啓発活動を行います。	企画政策課 文化スポーツ課

１－④性差別による暴力の根絶

	主な取組	推進課
29	人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、啓発活動を推進します。	総務課
30	地域住民の身近な人権相談に応じることができる人権相談体制の充実を図ります。	総務課
31	「女性に対する暴力をなくす運動（１１月１２日～２５日）」 「人権週間（１２月４日～１０日）」等、さまざまな機会を通じて広報・啓発活動を展開します。	社会福祉課 総務課 企画政策課
32	DV防止法やストーカー規制法、セクシュアルハラスメント、性犯罪防止など、DV防止に関する周知・啓発等を図ります。	社会福祉課 企画政策課
33	警察、女性相談所、児童相談所等との連携に取り組み、相談体制を整備します。	社会福祉課
34	医療機関、警察、人権擁護委員、自治会、民生児童委員等と連携を図り、DV被害の未然防止に努めます。	社会福祉課 企画政策課

35	広報等でDVや <u>セクシュアル・ハラスメント</u> などを取り上げ、それらが犯罪であることが社会的共通認識になるよう啓発していきます。	社会福祉課 企画政策課
36	雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面における <u>セクシュアル・ハラスメント</u> の排除と防止のため、広報・啓発を行います。	産業課 企画政策課
37	青少年の健全育成に関する情報を提供し、有害図書の排除など環境浄化に対する市民の関心を高めます。	文化スポーツ課
38	成人式等の機会を通じ、若い世代に向け、デートDV（結婚していない男女の間で起こる暴力）の防止啓発を進めます。	社会福祉課 企画政策課 教育総務課

基本政策Ⅱ 多彩なライフスタイルを可能にする環境づくり

基本施策	施策の方向性
2. ワーク・ライフ・バランスの実現	①多様なニーズに対応した子育て支援・介護支援の充実 ②男女が働きやすい職場環境づくり(雇用の場での男女の機会均等を含む) ③男性の家事・育児・介護への参画促進 ④職業生活における女性の活躍の推進
3. 地域における身近な男女共同参画の推進	①農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進 ②地域活動への男女の参画促進 ③男女共同参画の視点に立った防災や環境問題等への取組

2-①多様なニーズに対応した子育て支援・介護支援の充実

	主な取組	推進課
39	就労等により、昼間保護者がいない小学生に対して、授業終了後及び土曜日・夏休み等に、遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）の活動を充実します。	幼児教育課
40	児童の健全な育成を図るため、児童館において、子ども同士の遊びや交流、文化・スポーツ活動等を推進するとともに、児童厚生員の資質の向上を図ります。	文化スポーツ課
41	子育てと仕事の両立支援や育児不安の解消のため、延長保育、一時保育、障害児保育等、多様な保育サービスの拡充に取り組みます。	幼児教育課
42	待機児童等、子育て家庭の幅広いニーズに柔軟に対応できるよう保育園の整備を検討していきます。	幼児教育課
43	育児不安の解消のための相談機関や、多様な保育サービスについての情報提供を、広報やホームページを通して行います。	幼児教育課 健康推進課 社会福祉課
44	地域子育て支援センターで、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、育児サークルへの支援、保育に関する情報提供や家庭で子育てをしている保護者への支援を行います。	幼児教育課
45	「仕事」と「家庭」の両立支援及び地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの活用を推進します。	幼児教育課

46	児童の権利を守るため、児童虐待等の早期発見・早期対応に重点をおいた防止策に向けた取組を行います。	社会福祉課 健康推進課 幼児教育課 教育総務課
47	子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、育児サークルへの支援、保育に関する情報提供や家庭で保育している保護者への支援を行うため、地域子育て支援センターを運営します。	幼児教育課
48	「潟上市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域における子育て支援の充実を図ります。	幼児教育課
49	乳幼児健康診査等を充実し、保健師等が子育てに不安を持つ養育者に必要な支援を行います。	健康推進課
50	安心して子どもを産み、育てることができるよう、保健・福祉・医療・教育の連携を図り、相談体制を充実します。	健康推進課 社会福祉課 幼児教育課 教育総務課
51	子育て支援サポーターグループの活動を支援し、託児サービスの充実を図ります。	幼児教育課
52	地域包括支援センターにより必要な援助や支援を包括的に行い、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定を図ります。	長寿社会課
53	要介護者を抱える家族を対象に実施している家族介護者交流会の充実を図ります。	長寿社会課
54	要介護状態になることを予防するために、転倒予防教室や生活習慣病予防のための運動指導等、介護予防サービスを提供します。	長寿社会課 健康推進課
55	介護保険制度、介護サービス、各種施設等の情報を、積極的に提供していきます。	長寿社会課
56	「潟上市老人福祉・介護保険事業計画」を策定し、計画的な介護保険事業の運営を推進します。	長寿社会課
57	介護保険サービスに関する苦情・相談等に適切に対応します。	長寿社会課
58	市が実施する地域支援事業等の高齢者福祉サービスの充実を図ります。	長寿社会課
59	地域包括支援センターを中心に、要介護者を抱える家族や高齢者と同居している方を対象として、介護知識や介護技術の普及を図ります。	長寿社会課
60	地域における高齢者虐待の防止に向けた取組を検討します。	長寿社会課

61	介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員（ホームヘルパー）の養成講座や介護支援専門員（ケアマネージャー）の研修などへの参加を、広く各関係事業者へ働きかけます。	長寿社会課
62	市民や市内の事業者・企業に向けて、介護休業制度の広報・啓発と利用促進を呼びかけます。	産業課

2-②男女が働きやすい職場環境づくり

	主な取組	推進課
63	市内の事業所・企業を対象に労働環境懇談会等を開催し、労働環境を整備していくための意見交換会を行います。	産業課
64	市内の事業所・企業へ職場環境の改善を呼びかけます。また、労働時間短縮について啓発を行います。	産業課
65	男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりの啓発を行います。	産業課
66	<u>セクシュアル・ハラスメント</u> の防止や相談体制の整備などの取組について、市内の事業所・企業に働きかけます。	産業課 企画政策課
67	市内の事業者・企業の管理職を対象に、従業員が安心して働ける環境についての講習会を開催し、職場環境の改善を促進します。	産業課
68	市民や市内の事業者・企業に向けて、育児・介護休業制度の広報・啓発と利用促進を呼びかけるとともに、特に男性に対する働きかけを行います。	産業課

2-③男性の家事・育児・介護への参画促進

	主な取組	推進課
69	子育てやしつけなど、家庭教育についての意識啓発を行い、家庭の教育力の充実を図るとともに、家庭における父親の重要性を取り上げるなど、父親の家庭教育への参加を促進します。	文化スポーツ課
70	地域において、子育て支援のための講座を開催します。	健康推進課 文化スポーツ課 幼児教育課
71	男性の生活の自立を支援するため、男性に向けた食育を進めます。	産業課 健康推進課 企画政策課

72	料理教室や介護教室の開催など、男性の家事・育児・介護能力の向上に向けて各種講座を企画・開催します。また、夜間の講座を実施するなど、男性が参加しやすい時間帯の開催に配慮します。	文化スポーツ課 健康推進課 幼児教育課 長寿社会課
73	子育てや生きがいづくり活動を通して、男性の地域の中での仲間づくりや交流を進めます。	幼児教育課 文化スポーツ課

2-④女性の職業生活における活躍の推進

	主な取組	推進課
74	市内の事業所・企業へ男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等が定着し、遵守されるよう広報等により啓発していきます。	産業課 企画政策課
75	妊娠・出産後も女性が仕事を続けられる職場づくりに向けて、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」・「マタハラ」）の防止啓発に努めます。	産業課 企画政策課
76	女性の能力の活用や、結婚・出産を機に離職した者の再雇用などの取組について、市内の事業者・企業に働きかけます。	産業課 企画政策課
77	社会人・職業人の職業能力開発と能力発揮を支援していくため、再就職講座や能力開発講座を開催します。その際には、女性の参加について積極的に働きかけます。	産業課 企画政策課
78	テレワークやフレックスタイム、育児短時間の採用など、多様で柔軟な働き方について情報を収集するとともに、情報提供をしていきます。	産業課
79	労働者数 300 人以下の事業所に対して、女性の管理職登用率等を盛り込んだ一般事業主行動計画の策定を促し、女性の活躍推進に向けた事業主の取組を促進します。	企画政策課

3-①農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

	主な取組	推進課
80	農林水産業や商工業における男女の固定的役割分担意識や慣習の見直しを促進するため、広報・啓発を行います。	産業課
81	農業関係の女性団体等を支援するため、リーダーの育成や新規会員の参画を促進します。	産業課
82	適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるため、家族経営協定の締結を推進します。	農業委員会

83	意欲ある女性農業者を育成するため、学習の機会を提供します。	産業課
84	農業委員会委員や農業協働組合役員等へ女性登用のための意識啓発を行います。	産業課 農業委員会
85	農協や商工会等の関係団体に対し、方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけます。	産業課
86	農山漁村の女性が起業しやすいよう支援するとともに、技術向上や、加工品製造、取組事例の紹介、各種支援制度に関する情報提供を行います。	産業課
87	女性農業者の交流機会と組織づくりを支援します。	産業課
88	起業に関する研修や、支援についての情報提供をします。	産業課
89	商工会等の関係機関への支援を通じて、女性リーダーの育成や経営参加、起業等を促進します。	産業課

3-②地域活動への男女の参画促進

	主な取組	推進課
90	男女共同参画や生涯学習等の各種講座の開催にあたっては、企画内容や周知方法等を検討し、男性参加者の増加のため、開催時間に配慮するなど積極的な取組を行います。	文化スポーツ課 企画政策課
91	P T Aや子ども会活動へ、より一層父親の参加を呼びかけます。	教育総務課 文化スポーツ課 幼児教育課
92	地域おこし、まちづくり、観光等の地域づくりに関する男女の自主的な活動や、学習を支援するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を働きかけます。	企画政策課 産業課
93	ボランティアやN P O等による活動についての情報収集や情報提供、活動への参加促進、ネットワークの構築等、市民活動が活性化するための側面的支援を行っていきます。	企画政策課 文化スポーツ課 社会福祉課
94	ボランティアを必要とする側と、受け手側の相互調整を図るため、社会福祉協議会に設置しているボランティアセンターを中心としてボランティアシステムの確立を推進します。	社会福祉課
95	ボランティアの登録促進と、ボランティアスクールを開講し、市民の地域活動への積極的な参加を促します。	社会福祉課
96	さまざまなボランティア活動の連携・ネットワーク化を図り、地域活動を展開していく上での支援を行います。	社会福祉課

97	地域での男女共同参画についての市民向けの学習機会を提供します。	企画政策課
98	女性団体の活動への支援を行います。	文化スポーツ課
99	講座や会議等において、託児サービスを実施できる体制を整備します。	幼児教育課 全部局

3-③男女共同参画の視点に立った防災や環境問題等への取組

	主な取組	推進課
100	環境の保全及び廃棄物の減量等への取組に対し、女性の豊富な経験と知識を反映するため、関連組織への女性の参画を推進します。	市民課
101	地域安全・安心まちづくりのため、住民の防犯意識の高揚や、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、防犯関係者だけでなく、日中在宅の多い女性の参画を呼びかけます。	市民課
102	環境意識の向上や環境問題について、地域における学習や啓発等の活動を実施します。	市民課
103	自主防災組織への女性の参画の推進や、女性消防団員の入団を促進し、地域防災に女性の視点を取り入れていきます。	総務課
104	環境保全や防災・防犯に関するボランティア・ <u>NPO</u> の活動を支援します。	市民課

基本政策Ⅲ 次世代を担う子どもたちへのあるべき社会の方向づけ

基本施策	施策の方向性
4. 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	①ともに参画できる市政運営の推進 ②あらゆる分野における女性参画の推進
5. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	①生涯を通じた男女の健康づくりの推進 ②女性の心身の健康の保持・増進（DV対応含む） ③高齢者の生活自立の維持・促進 ④社会的支援を必要とする人たちへの取組
6. 計画の実現に向けた取組の推進	①庁内における男女共同参画の取組

4-①ともに参画できる市政運営の推進

	主な取組	推進課
105	市の審議会等への委員の選任にあたり、男女の委員構成比に配慮します。	全部局
106	委員構成の見直し、公募委員の拡充、推進団体等への働きかけなど、男女ともに審議会等に参画しやすいしくみづくりを検討します。	全部局
107	議会の傍聴について、託児サービスの実施など女性も傍聴しやすい環境づくりに配慮します。	議会事務局
108	市議会や審議会、委員会等において、託児サービスを実施し、女性が参画しやすい体制を図ります。	幼児教育課 全部局
109	市における男女共同参画に関するさまざまな相談・苦情に対応する体制について検討し、整備を図ります。	企画政策課
110	市職員が市民からの意見や情報を共有するとともに、市民の意識を的確に把握し、施策に反映させるしくみづくりを進めます。	企画政策課
111	国、県、他市町村、企業、「秋田県中央男女共同参画センター」等の団体の男女共同参画に関する情報を収集・整理し、市民等に提供します。	企画政策課

4-②あらゆる分野における女性参画の推進

	主な取組	推進課
112	自治会や地域の各種団体の代表者への女性の積極的な登用を働きかけます。	全部局
113	性別を問わず、それぞれの個性と能力を発揮してまちづくりに参画しやすい体制を整えるため、自治基本条例を適切に運用します。	企画政策課

5-①生涯を通じた男女の健康づくりの推進

	主な取組	推進課
114	スポーツを通じ、自らの健康促進向上のため、運動会や野球大会等の行事や各種スポーツ教室等について広報等による情報提供をし、参加を呼びかけます。	文化スポーツ課
115	年間を通じて継続的にスポーツ活動が展開されるよう、多項目・多世代・多志向の地域スポーツクラブの運営を支援します。	文化スポーツ課
116	市民が幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践できる機会を提供し、生涯にわたり健康でいきいきした生活が送れるよう支援します。	文化スポーツ課
117	こころの健康づくりの重要性を認識し、自ら実践することができるようにするため、心の健康に関する啓発を行います。また、自殺予防のための方策を検討します。	健康推進課
118	男女ともに更年期における性と健康についての相談や情報提供を行います。	健康推進課
119	<u>プライマリ・ケア</u> を啓発していくとともに、健康診査や各種がん検診の周知徹底を図ります。	健康推進課
120	各地区における健康づくり教室や相談を実施し、地域ぐるみの健康づくりを支援します。	健康推進課
121	生活習慣を改善するきっかけづくりを目的に、各種健康診査を実施し、生活習慣病予防や重症化予防を図ります。	健康推進課
122	健康的な食生活確立するため、地産地消の推進や幼児期からの適正な食育を進めます。	産業課 健康推進課 文化スポーツ課 企画政策課 幼児教育課

5-②心身の健康の保持・増進

	主な取組	推進課
123	妊産婦のメンタルヘルスケアや不妊相談等について、医療機関や保健関係機関と連携し、支援していきます。	健康推進課
124	不妊症や不育症等に関する悩みに対し、安心して相談できる体制の整備や、治療に対する助成を行い、妊娠・出産の希望をかなえられるよう支援します。	健康推進課
125	妊産婦に対する保健指導や訪問指導などを通じて、妊娠・出産にかかわる健康支援を行います。	健康推進課
126	学習機会の提供や健康相談・健康診査などを通じて、女性の生涯にわたる健康づくりを支援します。	健康推進課
127	女性専門外来に関する情報提供を行います。	健康推進課
128	小・中学生の心身の発育や発達段階に応じ、保健体育科や家庭科などで産む性（母性）の社会的役割とその重要性についての認識を深めるよう努めます。	教育総務課
129	思春期の男女及びその保護者を対象に、学校等と連携を図りながら、相談事業や健康教育事業（こころ、性、薬害等に関する講演会や体験学習等）を実施します。	教育総務課 健康推進課
130	医療関係機関と連携し、エイズ及び性感染症についての予防知識の普及と各種研修会の開催を行うとともに、教職員の参加についても働きかけます。	教育総務課
131	家庭教育学級や各講座・教室などの中で、産む性（母性）の社会的役割とその重要性について、認識を深めるよう学習機会を提供します。特に、若年層の男女に対して妊娠中絶や飲酒、喫煙などが母体に及ぼす影響についての啓発を図ります。	文化スポーツ課 健康推進課

5-③高齢者の生活自立の維持・促進

	主な取組	推進課
132	介護サービス提供事業者、介護保険施設等との連携体制を充実し、適正な介護サービスの提供に努めます。	長寿社会課
133	介護保険事業計画の推進に努めるとともに、介護サービスの基盤整備を進めます。	長寿社会課
134	適正な介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業者に対し、人材の確保と育成、人員配置基準の適正化、就労環境の整備について、啓発・指導していきます。	長寿社会課

135	地域包括支援センターにより必要な援助や支援を包括的に行い、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定を図ります。	長寿社会課
136	要介護状態になることを予防するために、転倒予防教室や生活習慣病予防のための運動指導等、介護予防サービスを提供します。	長寿社会課 健康推進課
137	シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就業機会の拡充を図ります。	長寿社会課
138	関係機関とも連携し、高齢者が抱えるさまざまな心配ごと、悩みごと等の相談に対応します。	長寿社会課
139	高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るため、老人クラブ等へ助成します。	長寿社会課
140	老人クラブ活動や高齢者学級など、交流の場と学習機会を提供していきます。	長寿社会課 文化スポーツ課
141	異世代がともにさまざまな活動を行い、交流することによって、異世代間に対する理解と高齢者の知識・経験の社会的還元を進めます。	文化スポーツ課
142	高齢者学級や教室において、郷土の歴史や文化・趣味・社会参加などについて学び、相互の交流を図りながら高齢者の生きがいづくりや社会参画を促進します。	文化スポーツ課
143	高齢者を対象とした学習機会への積極的な参加を呼びかけます。	文化スポーツ課
144	地域の子どもたちや異世代との交流を図り、高齢者の社会参画を促進します。	文化スポーツ課

5-④社会的な支援を必要とする人たちへの取組

	主な取組	推進課
145	母子自立支援員により、母子及び寡婦等に対し、自立に必要な支援を行います。	社会福祉課
146	ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を営むことができるように、生活の支援及び必要な資金の貸付を行います。	社会福祉課
147	障がい（児）者が障害者自立支援法による自立支援医療や障害福祉サービスを適性に利用できるよう支援するとともに、情報提供や苦情相談体制の整備に努めます。	社会福祉課
148	障がい者のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者の登録促進と活用、手話通訳講習会の開催、福祉大会等における手話通訳を実施します。	社会福祉課

149	「ひとにやさしいまちづくり探検隊」事業において、小学生や健常者の車いす体験や障がい者との交流会、介護学習等を体験することにより、 <u>ノーマライゼーション</u> の理念の定着を図ります。	社会福祉課
150	ひとり親家庭及び父母のいない児童を扶養している家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、医療費の助成を行います。	社会福祉課

6-①庁内における男女共同参画の取組

	主な取組	推進課
151	管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成や活用を進めるため、マネジメント研修を実施します。	総務課
152	人材育成方針に基づき計画的な人材育成に努めるとともに、職員の配置については能力・意欲・適正に応じ、幅広い職務を経験できるように検討します。	総務課
153	能力に応じて、管理的立場における女性職員の参画を促進します。	総務課
154	女性職員の登用状況について公表します。	総務課
155	お茶くみや掃除等、性別にとらわれた役割分担とならないよう、職員が自主的に行うよう呼びかけます。	総務課
156	「仕事」と「家庭」の両立支援のため、市が率先実行で、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。	総務課
157	「特定事業主行動計画」を策定し、職場を挙げて職員の仕事と子育て、介護等の両立を支援します。	総務課
158	職員の育児・介護休業制度の利用促進を図るとともに、特に男性に対する働きかけを行います。	総務課
159	庁内推進体制のもと、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。	企画政策課
160	市職員が、男女共同参画について理解を深めるとともに、人権尊重、男女共同参画の視点に立った施策の策定、実施にあたるため、研修等を実施します。	企画政策課 総務課
161	職員それぞれが男女共同参画の視点を持ち事業を実施するため、職員の意識調査の実施を検討します。	企画政策課

162	<u>セクシュアル・ハラスメント</u> のない快適な職場を確保するため、防止に関する研修会を実施するとともに、相談対応窓口を設置します。	企画政策課 総務課
163	男女共同参画に関する市民の意識や生活についての調査を実施します。	企画政策課
164	「潟上市男女共同参画推進計画」に基づく施策の実施状況や、潟上市男女共同参画推進審議会による評価・提言等を盛り込んだ年次報告書を作成し、公表します。	企画政策課
165	職員の多様な能力開発の研修機会を提供します。	総務課
166	潟上市男女共同参画センター「ウィズ」の利用の周知と適切な管理運営に努めます。	企画政策課

第3章 計画の指標

基本政策Ⅰ 人権を尊重する意識づくり

基本施策1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

目 標 項 目	事業所管課	現 状 値 (平成26年度)	目 標 値 (平成32年度)
「男女共同参画社会」の認知度 (※アンケート調査より) ※「男女共同参画社会」という言葉を初めて聞いたという市民の割合	企画政策課	14.8%	0%
男女共同参画意識度 (※アンケート調査より) ※性別による固定的な役割分担意識の1つである「男は仕事、女は家事」という考え方に対して、 「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と思う市民の割合 「同感する」「どちらかといえば同感する」と思う市民の割合	企画政策課	54.0% 32.4%	60.0% 25.0%
学校における男女平等感 (※アンケート調査より)	企画政策課	32.2%	50.0%
家庭における男女平等感 (※アンケート調査より)	企画政策課	21.1%	30.0%
地域における男女平等感 (※アンケート調査より)	企画政策課	7.5%	20.0%
ドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがある人の割合 (※アンケート調査より)	企画政策課	3.3%	0%
ドメスティック・バイオレンス(DV)を知らない人の割合 (※アンケート調査より)	企画政策課	2.8%	0%
潟上市婦人会会員数	文化スポーツ課	1,425人	1,500人
潟上市国際交流協会の会員数	企画政策課	35人	40人

基本政策Ⅱ 多彩なライフスタイルを可能にする環境づくり

基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの実現

目 標 項 目	事業所管課	現 状 値 (平成26年度)	目 標 値 (平成32年度)
職場における男女平等感(※アンケート調査より)	企画政策課	8.3%	20.0%
保 育 園 数	幼児教育課	8 園	8 園
うち 延長保育実施園数		8 園	8 園
一時保育実施園数		4 園	4 園
障害児保育実施園数		8 園	8 園
乳児保育実施園数		6 園	7 園
市内事業者・企業を対象とした労働環境懇談会の開催	産業課	年1回	年1回
子育てサポーター養成講座の受講修了者数	幼児教育課	17人	20人
地域子育て支援センターの設置	幼児教育課	4箇所	4箇所
放課後児童クラブ数	幼児教育課	8クラブ	8クラブ
市の行事や講座等での託児サービス実施率	幼児教育課	100.0%	100.0%
在宅介護サービス利用率 ※介護を必要とされている方のうち、在宅介護サービスを利用して在宅での生活を送っている方の割合 (65歳以上の第1号被保険者のみ)	長寿社会課	54.3%	57.8%
地域密着型(介護予防) ※介護を必要とされている方のうち、地域密着型(介護予防)サービスを利用している方の割合 (65歳以上の第1号被保険者のみ)	長寿社会課	7.3%	7.5%
施設介護サービス利用率 ※介護を必要とされている方のうち、施設介護サービスを利用して施設での生活を送っている方の割合 (65歳以上の第1号被保険者のみ)	長寿社会課	17.1%	17.5%
家族介護者交流会の開催回数・参加人数	長寿社会課	22人	40人
要支援・要介護認定者率 (65歳以上の第1号被保険者のみ)	長寿社会課	18.8%	19.0%
家庭教育講座の参加人数	文化スポーツ課	300人	400人
秋田県との間で「男女イキイキ「職場推進協定」を締結した事業所数	企画政策課	4事業所	8事業所

基本施策３ 地域における身近な男女共同参画の推進

目 標 項 目	事業所管課	現 状 値 (平成２６年度)	目 標 値 (平成３２年度)
農業委員会の女性農業委員数	農業委員会事務局	２ 人	３ 人
構 成 率		９.１%	１３.６%
家族経営協定締結農家数	農業委員会事務局	７ 戸	８ 戸
女性認定農業者の人数	産業課	４ 人	５ 人
女性農業士的人数	産業課	８ 人	１０ 人
女 性 起 業 者 数	産業課	２ 人	４ 人
現在、仕事以外の家庭外における活動に参加している市民の割合	社会福祉課	—	５０.０%
ボランティア団体数	社会福祉課	３１団体	４５団体
ボランティアの登録人数	社会福祉課	４５３人	６３０人
ボランティアセンターの設置	社会福祉課	１箇所	１箇所
ボランティアスクールの開催	社会福祉課	年１回	年２回
女 性 の 参 画 率			
環境巡視員	市民課	７.８%	１０.０%
廃棄物減量等推進員		２２.０%	３２.０%
廃棄物減量等推進協議会委員		４６.２%	４６.２%
防犯指導員		１０.０%	１５.０%
交通指導隊員		２５.７%	２５.０%

基本政策Ⅲ 次世代を担う子どもたちへのあるべき社会の方向づけ

基本施策４ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

目 標 項 目		事業所管課	現 状 値 (平成26年度)	目 標 値 (平成32年度)
※潟上市が設置する地方自治法第202条の3に基づく審議会と、地方自治法第180条の5に基づく委員会における女性委員の割合				
審議会・委員会における女性の参画率				
	地方自治法に基づく審議会等	企画政策課	27.2%	33.7%
	地方自治法に基づく委員会等		8.3%	16.7%
管理職員に占める女性の割合 ※市役所職員に占める課長級以上の管理職員		総務課	28.2%	30.8%
地方議会における女性の議員の割合				
	潟 上 市 議 会	議会事務局	5.3%	15.0%
管理職の在職状況（女性の割合）				
潟 上 市		総務課	28.2%	30.8%
う ち 一 般 行 政 職			3.7%	7.4%
女 性 の 参 画 状 況			うち女性／総数	うち女性／総数
	自 治 会 長	企画政策課	1／113人	3／111人
	構 成 率		0.9%	2.7%
	(小学校・中学校)PTA会長	教育総務課	3／9人	4／9人
	構 成 率		33.3%	44.4%
	(幼稚園・保育園)PTA会長	幼児教育課	3／9人	3／9人
	構 成 率		33.3%	33.3%
	農 協 役 員	産業課	2／26人	3／26人
	構 成 率		7.7%	11.5%
	商 工 会 役 員	産業課	2／35人	4／35人
	構 成 率		5.7%	11.4%
	納 税 組 合 長	税務課	4／112人	5／111人
	構 成 率		3.6%	4.5%

基本施策5 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

目 標 項 目	事業所管課	現 状 値 (平成26年度)	目 標 値 (平成32年度)
特定健診受診率	健康推進課	36.3%	60.0%
乳がん検診受診率	健康推進課	21.8%	50.0%
子宮がん検診受診率	健康推進課	22.7%	50.0%
骨粗しょう症検診受診率	健康推進課	9.2%	20.0%
介護予防教室の参加人数	長寿社会課	3,212人	2,890人
高齢者実態把握事業	長寿社会課	257人	300
高齢者心配ごと相談事業	長寿社会課	21人	50

基本施策6 計画の実現に向けた取組の推進

目 標 項 目	事業所管課	現 状 値 (平成26年度)	目 標 値 (平成32年度)
市職員を対象にした 男女共同参画に関するセミナーの開催	企画政策課	年 1 回	年 1 回
市職員の育児・介護休業制度の取得状況			
育 児 休 業 制 度 (取得割合)	総務課		
男 性		0%	10.0%
女 性		100.0%	100.0%
介 護 休 業 制 度 (取得人数)			
男 性		0 人	1 人
女 性		0 人	2 人

参考資料

【用語解説】

男女共同参画に深く関連がない用語も含まれますが、本文中の用語として解説を掲載しています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者、恋人など親密な関係にある男女間の暴力のこと。多くの場合、被害者は女性である。特に、結婚していない男女間の交際中における暴力をデートDVという。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために平成 27 年 9 月に施行された。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成のための基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日に施行された。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的として平成 13 年に施行された。また、平成 25 年 7 月に一部改正され、配偶者だけでなく、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても適用範囲が広がった。

ジェンダー・ギャップ指数

経済分野、教育分野、政治分野、保健分野における男女格差を測定し、その合計で順位が決まる。格差が少ないほど順位は上位となる。2015 年の国別ランキングでは、1 位アイスランド、2 位ノルウェー、3 位フィンランド。アジアでは、7 位フィリピン、56 位モンゴル、60 位タイが上位となった。日本は、経済と健康が順位を下げ、政治と教育の順位が上がり、総合的に 2014 年よりも順位を上げた。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事においても私生活においても充実した社会生活を送ることができるよう、それぞれの人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

NPO

行政・企業とは別に、医療や福祉、環境保全、地域おこしなどのさまざまな分野で、営利を目的とせずに活動する住民の自発的な意思による団体。

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのこと。相手の意に反した不快な性的発言・行動を指す。

キャリア教育

子どもたちが生きる力を身に付け、明確な目的意識を持って学業に取り組み、社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を養い、しっかりとした勤労観、職業観を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるようにすること。

エンパワーメント

ここでは、力（パワー）をつけることの意。女性がさまざまな分野の意思決定過程に参画し、自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を身につけ、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をつけていくこと。

ダイバーシティ

多様性のこと。企業で、人種・国籍・性・年齢を問わずに人材を活用すること。それにより、ビジネス環境の変化に柔軟、迅速に対応できると考えられている。

性同一性障害

生物学的性別と性別に対する自己意識あるいは自己認知が一致しない状態であること。

性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

性的マイノリティ

社会的な性のあり方のマイノリティ（少数者）。同性愛・両性愛・性別違和・性分化疾患（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）等の人を含む総称。狭義では、LGBT（Lesbian：レズビアン Gay：ゲイ Bisexual：バイセクシュアル Transgender：トランスジェンダー）ということもある。

リカレント教育

一度社会に出た者が、高度かつ専門的な知識・能力を一層高めるために、再度大学等で学ぶこと。職業上必要な知識・技術を習得するための高度な教育のほか、人間性を豊かにすることをねらいとして行われる教育を含めた社会人の多様なニーズに対応して提供されるさまざまな教育を指す。

ストーカー規制法

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている（抱くようになるはずだ）と病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与える人のことをストーカーという。平成 12 年 11 月 24 日に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が施行され、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制を行うことと、被害者に対する援助等が定められた。平成 25 年、加害者に対する警察の警告権限が強化された。

地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、保育園内等に設置される。

テレワーク

勤労形態の一種で、在宅勤務など、情報通信機器等を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態。

フレックスタイム

各人の 1 日の労働時間は一定とするが、出勤・退勤時間は、各自の職務内容と身の都合を自己調整して自由裁量にゆだねる制度。

一般事業主行動計画

事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備に取り組みを策定すること。

6次産業化（ろくじさんぎょうか）

第 1 次産業としての農林漁業と、第 2 次産業としての製造業、第 3 次産業としての小売業等の事業の融合を図り、農林水産物等に新たな付加価値を生み出し、農山漁村における所得の向上、収益性の改善、雇用の確保に結びつけることによって農林漁業の発展と農山漁村の活性化を目指すもの。農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営などが挙げられる。

家族経営協定

農業経営の方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等について、家族構成員の話し合いにより取り決めて、明文化すること。

農業経営の法人化

合名、合資、有限など会社形態をとるなどして農業を営む法人。

認定農業者

これからの農業の担い手として、農業経営基盤強化促進法により位置づけられた、自ら経営改善を図ろうとする意欲のある農業者。自らの経営目標を定めて農業経営改善計画などをもとに市町村長が認定する。

グリーンツーリズム

緑豊かな自然や美しい景観、個性豊かな伝統文化や人情味あふれる日常生活など、都会にはないゆとりや安らぎを求めて農村にゆっくりと滞在することを目的とした余暇活動。

男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成 6 年 7 月に閣議決定に基づき内閣に設置された。内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官および内閣府特命担当大臣（男女共同参画）を副本部長とし、本部員は、全国務大臣で構成されている。

ポジティブ・アクション

積極的改善措置のこと。社会のさまざまな分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。具体的には女性の参画比率について目標地を設けたり、男女の参画率が一方の性に偏ることがないように、強制的に男女比等を定めるクォータ制などがある。

フォローアップ

ある物事を徹底するために、その物事の展開を継続的に調査すること。

リプロダクティブ・ヘルス

性や生殖にかかわるあらゆることならにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも、よりよく自分らしく生きられること。リプロダクティブ・ライツは、自分のからだに関することを自分自身で決める権利。平成 6 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。

H I V／エイズ

後天性免疫不全症候群のこと。H I V（ヒト免疫不全ウィルス）に感染して起こる病気で、感染すると、身体を病気から守る免疫系が破壊されて身体の抵抗力が低下し、さまざまな感染症にかかるなどする。

メンタルヘルスケア

精神的健康の管理。

ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助けあいながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）があるが、一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を社会的性別（ジェンダー）という。社会的性別は、それ自体に良い、悪いといった価値を含むものではなく、国際的にも広く使用されている概念である。

あきたF・F推進員

F・Fとは、仕事や家庭、社会へ男女がともに協力し合いながら参画しあうという意味を含めた Fifty・Fifty の略。県の認定を受けた推進員は、男女共同参画社会の実現に向けた各市町村での取り組みや地域活動の先導役として活動する。

プライマリ・ケア

病気の初期診療のこと。患者が最初に利用する医療は、身近な地域の医師との信頼関係に基づき、適切な診断処置および以後の療養方法の指導がなされるべきとする考え方に基づくもの。

■ 計画体系の見直し比較表

